

奈良市の現況について

平成21年10月

＜目次＞

1 市勢 1

2 市の現況 7

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

	施策名称	担当部	ページ
第1節 人権の確立	1-1-1 人権教育及び人権啓発の推進	市民活動部	11
第2節 同和問題の解決	1-2-1 人権・同和問題の解決	市民活動部	12
		観光経済部	13
		学校教育部	14
第3節 男女共同参画社会	1-3-1 男女共同参画社会の実現	市民活動部	15
第4節 平和	1-4-1 平和尊重思想の啓発	市民活動部	16
		観光経済部	17
第5節 市民参加	1-5-1 開かれた市政の推進	市長公室	18
		市民生活部	19
		市民活動部	20
	1-5-2 市民と協働する市政の推進	市民活動部	21
第6節 交流	1-6-1 市民交流の活性化	企画部	22
		市民生活部	23
		市民活動部	24
	1-6-2 国際交流の活発化	観光経済部	25
		学校教育部	26
第7節 情報化の推進	1-7-1 情報化の推進	市長公室	27
		総務部	28
		市民生活部	29
第8節 文化遺産の保護と継承	1-8-1 文化遺産の保存と活用	教育総務部	30
第9節 文化・芸術の振興	1-9-1 文化・芸術の振興	企画部	31
		市民活動部	32
第10節 生涯学習の振興	1-10-1 生涯学習社会の実現	市民活動部	33
第11節 学校教育の充実	1-11-1 特色のある教育の推進	教育総務部	35
		学校教育部	36
	1-11-2 幼児教育の充実	教育総務部	37
		学校教育部	38
	1-11-3 義務教育の充実	教育総務部	39
		学校教育部	40

	施策名称	担当部	ページ
第11節 学校教育の充実	1-11-4 高等学校教育の充実	教育総務部	41
		学校教育部	42
	1-11-5 大学等高等教育機関の活用	企画部	43
第12節 青少年の健全育成	1-12-1 家庭・地域の教育力の充実	市民活動部	44
	1-12-2 青少年健全育成の充実	学校教育部	45
第13節 スポーツ・レクリエーションの振興	1-13-1 スポーツ・レクリエーションの拠点づくり、環境づくりの推進	市民活動部	46

第2章 福祉のまちづくり

	施策名称	担当部	ページ	
第1節 地域福祉	2-1-1 地域福祉の推進	保健福祉部	49	
		市民生活部	50	
		市民生活部	51	
		保健福祉部	52	
第2節 児童福祉	2-2-1 働きながら安心して子育てできる環境の充実	保健福祉部	53	
		保健福祉部	54	
第3節 母子・父子福祉	2-3-1 ひとり親家庭の支援	保健福祉部	55	
第4節 高齢者福祉	2-4-1 高齢者福祉の充実	保健福祉部	56	
	2-4-2 介護保険制度の円滑な推進	保健福祉部	57	
第5節 障がい者・児福祉	2-5-1 障がい者・児福祉の充実	保健福祉部	58	
第6節 保健・医療・衛生	2-6-1 医療体制の充実	市民生活部	59	
		保健所	60	
		保健所	61	
		(保健福祉部分は2-5-1とあわせて記述)	(保健福祉部)	(58)
		保健所	62	
		市民生活部	63	
保健所	64			

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

	施策名称	担当部	ページ
第1節 環境保全	3-1-1 環境の保全啓発、環境保全行動の推進	企画部	67
		企画部	68
第2節 環境清美	3-2-1 ごみの適正処理体制の整備	環境清美部	69
		環境清美部	70
	3-2-2 ごみ減量・リサイクルの促進	企画部	71
		都市整備部	72
3-2-3 産業廃棄物の適正処理	環境清美部	73	

	施策名称	担当部	ページ
第2節 環境清美	3-2-5 環境美化の推進	企画部	74
		市民活動部	75
		環境清美部	76
第3節 土地利用計画	3-3-1 秩序ある土地利用の促進	都市整備部	77
	3-3-2 適正な土地利用の確保	都市整備部	78
	3-3-3 住居表示及び町界町名の整備促進	市民活動部	79
	3-3-4 地籍調査の推進	市民生活部	80
第4節 市街地整備	3-4-1 市街地整備の推進	都市整備部	81
第5節 交通体系	3-5-1 交通渋滞の緩和、交通サービスの質的向上	企画部	82
		都市整備部	83
第6節 道路	3-6-1 道路整備の推進	都市整備部	84
		建設部	85
	3-6-2 都市景観の整備推進	建設部	86
第7節 交通安全	3-7-1 交通安全対策の充実	企画部	87
		建設部	88
第8節 住宅	3-8-1 良好な住宅、住環境づくり	建設部	89
第9節 景観・自然環境	3-9-1 奈良らしい個性的な都市環境の形成	観光経済部	90
		都市整備部	91
第10節 公園・緑地	3-10-1 都市公園の整備・充実	企画部	92
		都市整備部	93
第11節 河川・水路	3-11-1 治水対策・流域対策の促進	建設部	94
	3-11-2 水質浄化対策の推進		
第12節 上水道	3-12-1 清潔でうまい水の安定供給	水道局	95
第13節 簡易水道	3-13-1 簡易水道の健全経営の推進	市民生活部	96
第14節 下水道	3-14-1 下水道の整備促進	建設部	97
第15節 防災・消防	3-15-1 総合的な防災対策の推進	市民生活部	98
		都市整備部	99
		建設部	100
		学校教育部	101
	3-15-2 消防・救急救助体制の充実	消防局	102
第16節 地域の安全・安心	3-16-1 安全・安心なまちづくり	市民生活部	103
		建設部	104
		学校教育部	105

第4章 地域を支える産業を育成するまちづくり

	施策名称	担当部	ページ
第1節 観光交流	4-1-1 観光戦略の推進	市民生活部	109
		観光経済部	110
		都市整備部	111
		建設部	112
第2節 農林	4-2-1 農林業の振興	観光経済部	113
第3節 商工・サービス	4-3-1 商工・サービス業の振興	観光経済部	114
第4節 勤労者対策	4-4-1 勤労者福祉の向上・就労機会の促進	観光経済部	115
第5節 消費生活	4-5-1 消費者保護の推進	観光経済部	116

1 市勢

(1) 市 域

・面積（平成21年4月1日現在）

276.84 km²

東 端	月ヶ瀬石打	東経	136° 04'	東 西 33.51km
西 端	二名六丁目	東経	135° 42'	
南 端	都祁吐山町	北緯	34° 33'	南 北 22.22km
北 端	広 岡 町	北緯	34° 45'	
海 抜	最 高：都祁吐山町（貝ヶ平山）			822.0m
	最 低：池田町			56.4m

(2) 人 口

・総人口（住民基本台帳及び外国人登録数）

368,592人（平成21年4月1日現在）

うち 男 174,334人

女 194,258人

・世帯数

151,965世帯（平成21年4月1日現在）

・人口動態

（各年末現在）

区 分		年 次				
		平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
自然 動態	出 生	2,897	2,934	2,845	2,875	2,727
	死 亡	2,601	2,826	2,854	2,913	3,033
	増 減	296	108	△ 9	△ 38	△ 306
社会 動態	転 入	13,825	13,194	13,229	12,967	12,600
	転 出	15,435	14,936	14,704	14,277	13,541
	増 減	△ 1,610	△ 1,742	△ 1,475	△ 1,310	△ 941
年 間 増 減		△ 1,314	△ 1,634	△ 1,484	△ 1,348	△ 1,246

・各地区別人口

(平成21年4月1日現在)

地区名	世帯数(世帯)	人口		
		総数(人)	男(人)	女(人)
鼓阪地区	5,895	14,074	6,655	7,419
飛鳥	6,255	14,403	6,808	7,595
済美	8,252	18,357	8,705	9,652
椿井	1,193	2,531	1,119	1,412
佐保	7,408	16,745	7,681	9,064
大宮	9,740	20,823	9,721	11,102
大安寺	4,564	11,323	5,454	5,869
都跡	13,252	32,661	15,619	17,042
平城	7,751	19,993	9,601	10,392
伏見	12,158	27,979	13,257	14,722
あやめ池	3,685	8,784	4,108	4,676
学園	11,076	26,906	12,607	14,299
登美ヶ丘	10,061	24,532	11,374	13,158
富雄	22,484	57,569	27,214	30,355
神功	2,224	5,942	2,835	3,107
右京	2,401	5,524	2,532	2,992
朱雀	2,663	7,120	3,320	3,800
左京	2,225	6,324	3,058	3,266
辰市	4,979	11,038	5,310	5,728
明治	3,710	9,471	4,630	4,841
東市	3,456	7,554	3,575	3,979
帯解	1,433	3,663	1,768	1,895
精華	318	968	467	501
田原	775	2,075	988	1,087
柳生	464	1,331	637	694
大柳生	400	1,161	543	618
東里	346	950	458	492
狭川	194	560	276	284
月ヶ瀬	525	1,778	856	922
都祁	2,078	6,453	3,158	3,295
合計	151,965	368,592	174,334	194,258
(内、外国人)	(2,145)	(2,937)	(1,337)	(1,600)

(3) 産業別就業者数（国勢調査）

区 分 産 業 名		平 成 1 2 年		区 分 産 業 名		平 成 1 7 年	
		就業者数	構成比(%)			就業者数	構成比(%)
第 一 次 産 業	1 農 業	2,257	1.37	1 農 業	3,023	1.83	
	2 林 業	74	0.04	2 林 業	107	0.07	
	3 漁 業	5	0.00	3 漁 業	4	0.00	
小 計		2,336	1.41		3,134	1.90	
第 二 次 産 業	4 鉱 業	12	0.01	4 鉱 業	18	0.01	
	5 建 設 業	11,988	7.26	5 建 設 業	10,632	6.45	
	6 製 造 業	26,147	15.84	6 製 造 業	21,901	13.28	
小 計		38,147	23.10		32,551	19.74	
第 三 次 産 業	7 電気・ガス・ 熱供給・水道業	1,095	0.66	7 電気・ガス・ 熱供給・水道業	906	0.55	
	8 運輸・通信業	8,247	5.00	8 情報通信業	4,420	2.68	
				9 運 輸 業	5,660	3.43	
	9 卸売・小売業, 飲 食 店	41,012	24.84	10 卸売・小売業	33,320	20.21	
				11 金融・保険業	6,139	3.72	
	10 金融・保険業	7,095	4.30	12 不動産業	3,766	2.28	
				13 飲食店, 宿泊業	9,393	5.70	
	11 不動産業	3,410	2.07	14 医療, 福祉	15,873	9.63	
				15 教育, 学習支援業	11,593	7.03	
	12 サービス業	52,815	31.99	16 複合サービス事 業	1,297	0.79	
17 サービス業				26,480	16.06		
13 公務 (他に分類されないもの)	6,224	3.77	18 公務 (他に分類されないもの)	6,801	4.13		
小 計		119,898	72.62		125,648	76.21	
分類不能の産業		4,724	2.86		3,543	2.15	
合 計		165,105	100.00		164,876	100.00	

※日本標準産業分類が改訂されたため、平成17年国勢調査は産業名に変更があった。

2 市の現況

【凡例】

- これは、「奈良市第3次総合計画【後期基本計画】」の章・節に沿って、市の実施している施策の概要と現状をまとめたものです。「奈良市第3次総合計画【後期基本計画】」の冊子とあわせてご覧ください。
- 原則として施策1つにつき1ページ（複数の部が担当する場合は各部1ページ）としています。
- 「概要」は平成21年9月時点での内容ですが、「主な課題」、「施策の方向性（判断理由・コメント）」については、当該施策の平成20年度末時点での状況から判断したものとなっています。（施策評価の結果と対応しています。）
- 各施策のより詳しい情報については、毎年度実施している施策評価の結果（施策評価シート）をご覧ください。平成20年度実施施策についての評価結果は、平成21年11月頃に奈良市ホームページにて公開する予定です。
（奈良市ホームページ URL：<http://www.city.nara.nara.jp/>）

第1章

人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進める
まちづくり

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第1節 人権の確立

担当部	市民活動部
-----	-------

施策名	1-1-1 人権教育及び人権啓発の推進		
目的	市民一人ひとりが、あらゆる機会、あらゆる場において、人権に対する正しい知識を習得し、豊かな人権感覚を育む。		
達成目標	人権に対する正しい知識を効果的に習得するため、学習の機会がある。		
	人権に関する情報取得できる。		
	効果的な人権教育・啓発の普及		
	あらゆる場を通じた人権教育の推進		
概要	<p>単一の人権課題だけでなく、幅広い人権課題への認識を深める機会となるよう内容を工夫し、あくまで自主参加による市民参加を求め、参加者には好評を得ている。また、地域活動としての人権教育の機会として地区別研修会及び人権市民講演会を実施している。</p> <p>人権擁護啓発作品展については、人権に関する教育、啓発活動の一環として市内小、中学校及び、高等学校から人権啓発作品を募集すると共に展示を行うことにより人権意識の高揚を図っている。</p>		
主な課題	1	人権を身近で捉えて気軽に参加でき、経費の掛からないパネル展・写真展・フィールドワークなどのソフト事業の展開。	
	2	あらゆる場で学習の機会が提供できるよう、人権研修会や講演会の効果的な手法を検討し、より一層の充実を図る。	
	3	作品展を通じて人権教育、啓発をより一層進め、人権意識の高揚を図っていく。	
施策の方向性	B	判断理由・コメント	重要度満足度ともに低くはなっているが、人権教育・啓発事業については行政が進めなければいけない重要課題である。今後は、市民意識の向上や地域毎の人権課題に沿った取り組み等、効果的な事業や手法を検討し継続実施する。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第2節 同和問題の解決

担当部	市民活動部
-----	-------

施策名	1-2-1 人権・同和問題の解決		
目的	同和問題を人権に関わるあらゆる人権課題の一つとしてとらえ、人権尊重の理念のもと、その解決に向けて人権教育、啓発の推進を図る。		
達成目標	①啓発活動の強化		
	②人権文化センター活動の強化		
	③学校・園における人権・同和教育の推進		
	④企業啓発の充実		
概要	人権文化センターの今後のあり方についての基本方針に基づき、平成22年度を目途に9センターから4センターへの統廃合を進める。		
主な課題	1	統合整理に向け、地元自治会、関係団体等に説明を行う。	
	2	統合整理後、存続するセンターについて、使用料徴収等の有料化を検討する。	
	3	統合整理後、統廃合されたセンターについては、その有効利用を検討する。	
施策の方向性	D	判断理由・コメント	人権文化センターについては、そのあり方についての基本方針に基づき、事業内容を精査し、施設の効率的な運営を図るため、22年度を目途に統合整理を図る。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第2節 同和問題の解決

担当部	観光経済部
-----	-------

施策名	1-2-1 人権・同和問題の解決		
目的	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決の推進		
達成目標	企業啓発の充実 ----- ----- ----- -----		
概要	企業における人権問題の啓発推進のため事業主研修会を実施し、事業主の人権問題に対する認識を深めるとともに、企業人権啓発用リーフレットを作成し、啓発に努めた。		
主な課題	1	人権が尊重され友好的な職場環境を作り出すことが大切であるので、あらゆる人権問題の解決を図るための人権啓発事業主研修会へ多くの参加が必要である。	
	2		
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	人権が尊重される社会の実現に企業が果たす役割は極めて大きなものがあるので、企業内の人権教育や啓発に積極的に取り組めるよう支援する必要がある。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第2節 同和問題の解決

担当部	学校教育部
-----	-------

施策名	1-2-1 人権・同和問題の解決		
目的	人権が尊重され、安心して生き生きと暮らすことのできる地域社会の構築		
達成目標	教職員や保育士の資質の向上をめざした人権教育の研修会や講座の開催		
	幼児、児童、生徒の人権感覚育成		
	「奈良市人権教育推進についての指針」に基づく人権教育の推進		
概要	<p>幼児・児童・生徒の人権感覚を育み、人権尊重の精神を培うため、次のような事業を中心に実施して、学校・幼稚園における人権教育を推進している。</p> <p>① 幼稚園年少児用の読み聞かせ教材として作成、配付した幼児童話「みんななかま」は、各幼稚園での活用だけでなく、家庭においても活用が図られている。</p> <p>② 教職員の人権教育に対する力量の向上を図るため、人権教育研修を体系的に実施する。参加した教職員から高い満足度を得られた。</p> <p>③ 教育・保育現場において「奈良市人権教育推進についての指針」に基づく具体的な取組みを推進するうえの活用資料として、実践事例集を作成する。指導方法等多くの具体例が紹介され、効果的に活用されている。</p>		
主な課題	1	学校・園において人権教育の充実のため、実践事例集の工夫を図る。	
	2	教職員の人権意識と指導力の向上を図るため、研修の内容、方法等に創意と工夫を加えていく。	
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	奈良市教育目標にもあるように、幼児・児童・生徒の豊かな心を育み、人権文化を確かに創造する教育を進めるには、今後も教職員の資質の向上を図る研修の実施と効果的な学習教材の作成を継続していくことが重要である。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第3節 男女共同参画社会

担当部	市民活動部
-----	-------

施策名	1-3-1 男女共同参画社会の実現		
目的	男女が共に豊かで充実した日々が過ごせる社会		
達成目標	社会・家庭などあらゆる分野への男女共同参画の推進		
	人権の尊重と男女共同参画社会への意識改革		
	女性施策推進のための環境の整備・充実		
概要	<p>市民意識調査においては、「男女共同参画社会の実現」の重要度が下がり、満足度があがってきてはいるが、以前よりは前進しているものの、現実には女性の社会参画、就労環境、家庭等、まだまだ課題がある。女性の就業率が極めて低く、少子化も進んでいる本市としては、手法を吟味し、男女共同参画の重要性を広く市民にアピールし、推進していく必要がある。</p>		
主な課題	1	市民のニーズや社会情勢により、あらゆる階層の市民が男女共同参画意識にふれやすい事業内容を検討する	
	2	女性の社会参画を拡大するため、女性団体等の育成的な意味も含めた市民協働事業をさらに拡大していく	
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	男女共同参画社会の形成は国民的課題であり、多様な主体と連携し、今後多様な事業に取り組み、男女共同参画社会を推進していく必要がある。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第4節 平和

担当部	市民活動部
-----	-------

施策名	1-4-1 平和尊重思想の啓発		
目的	市民一人ひとりの心の中に、平和を愛し大切にすることを育てる。		
達成目標	市民一人ひとりの心の中に、平和を愛し大切にすることを育てる。 核兵器のない平和な世界の実現		
概要	・さまざまな人権問題をテーマにした定例パネル展や各種イベント会場でのパネル展の中で、反戦・平和をテーマにしたパネル展を開催。 ・平和思想の普及と伝承を目的として、平和映画劇場を開催。 ・「平和の鐘」の撞鐘。原爆投下日時に市庁舎塔屋及び市内の各寺院で鐘を撞く(協力寺院で小学校児童も参加)。		
主な課題	1	関係課と連携し、反戦・平和をメインにした啓発活動が必要である。	
	2	数多くある人権問題の中で、反戦・平和をテーマにした啓発活動だけを増加することはできない。	
	3	参加者を増加させるため、学校、市民団体等との連携を図り、積極的な参加を図れるよう工夫する。	
施策の方向性	B	判断理由・コメント	反戦・平和に関する意識が高まりつつある。戦争や被爆の体験から平和の尊さを訴え、市民とともに平和意識の高揚を図る取り組みを進めなければいけない。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第4節 平和

担当部	観光経済部
-----	-------

施策名	1-4-1 平和尊重思想の啓発		
目的	人類の共存共栄と世界平和の推進のための国際理解を深め、核兵器のない平和な世界の実現に向けての取り組み		
達成目標	平和尊重思想の啓発事業の支援		

概要	<p>労働関係団体の事業活動として、地域・職場など周辺の人たちに核兵器廃絶と恒久平和を訴える行動をしている。このため、商工労政課において、補助金の交付や平和行進の奈良市表敬訪問に対応をしている。</p>		
主な課題	1	平和運動を行う労働関係団体の自立が必要である。	
	2		
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	世界で唯一の被爆国の国民として、核戦争の恐ろしさと戦争の悲惨さを世界に訴え、次の世代に引き継ぐ行動が必要であり、今後も支援する。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第5節 市民参加

担当部	市長公室
-----	------

施策名	1-5-1 開かれた市政の推進																													
目的	行政の考え方や取組みについて早く正確に伝えるとともに、市民意識や市民ニーズの的確な把握に努めることにより、市民参加の推進が図られている。																													
達成目標	①広報・広聴活動の充実 ②市政に対する提言・要望等の反映 ③情報公開制度の充実 ④個人情報の保護																													
概要	ホームページのアクセス件数は着実に増えているが、それに伴って提供するコンテンツ内容の充実が必要となる。また、情報の開示及び提供に努め、市民への説明責任を全うするとともに、市長への手紙を導入するなど、市民参画の推進を図っている。																													
	<table border="1"> <caption>ホームページのアクセス件数と公開コンテンツ数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>一日平均アクセス件数</th> <th>公開コンテンツ数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14年度</td> <td>748</td> <td>2,175</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>1,631</td> <td>2,388</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>1,715</td> <td>2,560</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>1,831</td> <td>2,649</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>2,074</td> <td>2,951</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>2,388</td> <td>3,020</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>2,649</td> <td>3,278</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>2,951</td> <td>3,278</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成18年6月にホームページのシステムを変更したため、コンテンツ数のカウント方法が異なるため、数値は平成18年度以降のものを記載</p>			年度	一日平均アクセス件数	公開コンテンツ数	14年度	748	2,175	15年度	1,631	2,388	16年度	1,715	2,560	17年度	1,831	2,649	18年度	2,074	2,951	19年度	2,388	3,020	20年度	2,649	3,278	21年度	2,951	3,278
年度	一日平均アクセス件数	公開コンテンツ数																												
14年度	748	2,175																												
15年度	1,631	2,388																												
16年度	1,715	2,560																												
17年度	1,831	2,649																												
18年度	2,074	2,951																												
19年度	2,388	3,020																												
20年度	2,649	3,278																												
21年度	2,951	3,278																												
主な課題	1	市民参加の前提となる市民との情報の共有化を促進するため、市民にとって分かりやすい広報活動を展開する必要がある。																												
	2	多様化する市民のニーズをきめ細かく把握する手法を検討する必要がある。																												
	3	情報公開制度の充実及び個人の権利利益の一層の保護を図る。																												
施策の方向性	B	判断理由・コメント	住民参加を促進し、市民と協働するまちづくりを推進するためには、広報広聴活動と情報公開制度の充実及び個人情報の保護は不可欠であり、今後とも、なお一層開かれた市政の推進のため、より親しみやすく分かりやすい広報活動と情報公開制度の充実を図る必要がある。																											

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第5節 市民参加

担当部 市民生活部

施策名	1-5-1 開かれた市政の推進																											
目的	地域組織による地域交流イベント・まちづくりイベントの開催等、市民参加地域間交流による開かれた地域である。																											
達成目標	地域組織による自主的な交流活動の確立。																											
	地域環境・地域産業を体験することにより地域の理解を深める事業展開。																											
	連携協調が強化された地域の創造。																											
	市民交流の場を提供。																											
概要	参加しやすいイベントの実施。																											
	<p>都祁地域においては、地域交流事業として、農業体験交流事業を実施。4月に参加者を募集し、5月から田植え・ホテル観賞・ブルーベリー採り・稲刈り・収穫祭と一年を通して農業体験をしてもらい、地域間交流を図っている。また、まちづくり活動においても、地域振興事業の一環として市内外、遠くは北海道からの参加者を迎え、11月に「都祁高原マラソン」、2月に「月ヶ瀬梅溪早春マラソン」を実施。都祁・月ヶ瀬の名を全国各地に広く発信し、地域の活性化につなげている。</p> <p>主な事業の参加者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業交流体験事業(延)</td> <td>—</td> <td>155人</td> <td>298人</td> <td>224人</td> <td>440人</td> </tr> <tr> <td>都祁高原マラソン</td> <td>1,194人</td> <td>1,199人</td> <td>1,229人</td> <td>1,269人</td> <td>1,240人</td> </tr> <tr> <td>月ヶ瀬梅溪早春マラソン</td> <td>620人</td> <td>580人</td> <td>600人</td> <td>600人</td> <td>700人</td> </tr> </tbody> </table>					事業名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度 (見込み)	農業交流体験事業(延)	—	155人	298人	224人	440人	都祁高原マラソン	1,194人	1,199人	1,229人	1,269人	1,240人	月ヶ瀬梅溪早春マラソン	620人	580人	600人	600人
事業名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度 (見込み)																							
農業交流体験事業(延)	—	155人	298人	224人	440人																							
都祁高原マラソン	1,194人	1,199人	1,229人	1,269人	1,240人																							
月ヶ瀬梅溪早春マラソン	620人	580人	600人	600人	700人																							
主な課題	1	地域組織の自主的活動の充実・強化のための、リーダーの養成及び確保。																										
	2	自主的な地域活動における行政との関わり、協働についての明確な区分。																										
	3	各種イベントにおける参加者募集の拡充。																										
施策の方向性	B	判断理由・コメント	達成目標の指標を見ると実績は安定してきているが、交流・ふれあいのまちづくりは重要な施策であり、今後も市民団体との役割明確化を図りつつ、協働による事業を推進していくことが重要であり、地域の活性化には各種イベントを実施し、市民交流を図ることが有効である。																									

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第5節 市民参加

担当部	市民活動部
-----	-------

施策名	1-5-1 開かれた市政の推進		
目的	来年度の予算編成に向けて各地区連合から、市政に対する提言・要望を行い、街づくりに反映していく。		
達成目標	要望事項の達成 ----- ----- ----- -----		
概要	タウンミーティングは、奈良市自治連合会主催で、連合会のブロック別に開催いただく場に、市長が市政方針等を説明し、市民参画、市民協働を進めるにあたり、市政の状況、方向性を市民に理解してもらう。要望を聞く会は、地域課題を解決すると共に、地域内において要望をまとめる過程における民主的手法の確立と、近隣コミュニティの再生につなげる。		
主な課題	1	市の財政状況をできるだけ多くの市民に理解してもらう	
	2	地域における要望集約過程で、十分地域で話し合ってもらふこと	
	3	地域と協働の事業として定着させること。	
施策の方向性	B	判断理由・コメント	地域と市が協働して、地域課題を解決する民主的方策である。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第5節 市民参加

担当部	市民活動部
-----	-------

施策名	1-5-2 市民と協働する市政の推進		
目的	市民の声が市政に反映される市民参加システムを確立する。		
達成目標	市民企画事業として、市民の多様な発想から生み出される各種の企画事業を市の事業として市民の力を活かしながら実施することにより、市民との協働によるまちづくりを推進する。 また、市民政策アドバイザー制度として、市民それぞれが持つ多様な経験及び知識を市政に反映するなどの市民参画システムを構築することにより、市民との協働によるまちづくりを推進する。		
概要	<p>市民企画事業は平成18年度にスタートし、以降毎年度、市民から様々な事業の企画を募集し、市民企画審査委員会の審査を経て次年度以降に実施する市民企画事業を決定し、市民と市との協働により事業を実施している。平成20年度は11件の応募があり、4件が採択され、平成21年度に市民と市との協働により実施される。平成21年度は、6月から7月に市民企画事業の募集を行い、現在審査中である。なお、過去に採択された事業一覧や成果発表会の様子について、市ホームページで公開している。</p> <p>市民政策アドバイザー制度は平成18年度にスタートし、「まちづくり」「文化・観光」「保健・福祉」「教育・人権」「市民参画・行財政改革」の6分野で各5名ずつの市民政策アドバイザーを2年任期で委嘱し、必要に応じて市民の立場からの意見や助言を求めるための制度で、それぞれが持つ多様な経験や知識を市の施策に活かすことを目的としている。平成20年度は、いただいた提言や意見の内、3件について、予算要求及び現行施策を充実するなどの対応を行った。平成21年度は、9件の行政課題に対してそれぞれ提言をいただいた。このあと、その提言に基づいて担当課所属長との意見交換を行い、その後、市長との意見交換会を予定している。なお、提言レポート等について、市ホームページで公開している。</p>		
主な課題	1	市民企画事業の応募件数の増加を図るためには、市民にも協働による市民企画事業がどんなものなのか、わかりやすく周知する必要がある。	
	2	市民政策アドバイザーから頂いた提言等については、次年度予算や施策に反映させるなど、市政運営の参考としているが、各課の取り組みの中で市民政策アドバイザーを活用できるものも考えられるため、各課において積極的に市民政策アドバイザーを活用するよう働きかけていく必要がある。	
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	市民の声を市政に反映させ、協働によるまちづくりをすすめることが重要である。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第6節 交流

		担当部	企画部
施策名	1-6-1 市民交流の活性化		
目的	国際文化観光都市として数多くの観光客に「もう一度行ってみたい」と思っただけの「もてなし」を地域の中で確立する取り組みを進め、美しい自然や町並みづくり、地域の誇りづくり、積極的な情報提供など、住む人も訪れる人も心が和み癒され生き生きとした生活ができ多くの人が交流できるようなまちづくりをめざす		
達成目標	(仮称)もてなしのまちづくり条例の制定及び行動プログラムの策定		
概要	<p>市民一人一人がもてなしの心を育むことにより、奈良に誇りと愛着とを持ち、奈良を訪れる人をはじめ、あらゆる人を温かく迎え入れ、誰もが心地よく過ごすことのできるまちにする取組を進める。このために条例を制定し、もてなしのまちづくりの基本理念を定め、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにした。今後は、この条例の趣旨に沿い、具体的な取り組みを記載した行動プログラムの作成や推進体制の整備を行う。</p>		
主な課題	1	行動プログラムが策定されていないため具体的な広報啓発が難しく、職員及び市民に条例が十分周知されていない。	
	2	行動プログラム策定後の実施体制が未整備。	
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	もてなしのまちづくり条例の制定後、具体的な取り組みを実行させるための体制を作っていく必要がある。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第6節 交流

担当部	市民生活部
-----	-------

施策名	1-6-1 市民交流の活性化		
目的	市民交流の活性化		
達成目標	松原市と月ヶ瀬地区との友好交流の発展普及及び促進イベントへの協力		
	友好交流協議会への支援		
概要	<p>大阪府松原市と月ヶ瀬地区で友好交流協議会を組織し、市民間交流を実施している。参加者が減少傾向にあるため、事業内容の検討を行い、参加者の拡大を目指したい。</p>		
主な課題	1	事業がマンネリ化しているため事業内容の見直しを行い、小中学生から高齢者まで広く交流を呼びかける。	
	2		
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	他市住民との交流を通じて地域の活性化を図っているが、事業がマンネリ化している。事業内容の見直しや受け入れ体制の充実を検討し、より多くの参加者による交流を目指す必要がある。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第6節 交流

担当部	市民活動部
-----	-------

施策名	1-6-1 市民交流の活性化		
目的	<p>少子・高齢社会のなか、「老いも、若きも、幼きもともに手を取りあうまちづくり」の実現を図るため、地域住民の交流活動及び福祉活動の場として地域ふれあい会館の整備を図る。 市民公益活動を支援するとともに、市民公益活動を支援する基盤を整備する。</p>		
達成目標	<p>すべての市民が地域のふれあいの中で、日常生活を送ることができるよう地域の交流活動及び福祉活動の拠点としての場を提供し、地域住民同士はもとより各地域住民との交流を図る。</p> <p>ボランティアセンターの利用人数及び登録団体数を増やす。</p>		
	<p>ハード面における協働の基盤整備のひとつとして、「(仮称)奈良市市民公益活動支援センター」を設置する。</p> <p>市民公益活動推進会議において、「(仮称)奈良市市民公益活動支援センター」が持つべき協働の積極的なコーディネートなどの機能等についての検討を行う。</p>		
概要	<p>ここ数年、福祉分野におけるボランティア活動に加え、子どもの健全育成、学術・文化・芸術、環境保全など、福祉分野以外の活動も増加してきている。しかし、各団体の構成人数は高齢化とともに減少してきている傾向があるため、今後は、仕事帰りのサラリーマンや、団塊の世代の退職者、そして学生などを、市民公益活動に誘導するような条件整備を行う中で、支援の方法についても検討していかなければならない。そこで、「(仮称)奈良市市民公益活動支援センター」の機能等の検討については、平成21年7月に奈良市市民公益活動推進会議から、「(仮称)奈良市市民公益活動支援センター」の機能と運営形態等に関する提言を頂いた。その会議の状況や提言について、市ホームページで公開している。</p> <p>ふれあい会館に関しては、現在14館を建設し地区住民他、周辺地域住民の交流活動の場として活発に利用されている。また会館の管理運営も指定管理者制度を導入し、会館運営の充実を図っている。</p>		
主な課題	1	福祉分野以外のボランティア活動が増加し、また、NPO等の市民公益活動が活発になってきている中、それらの活動を活性化し支援するとともに、これらの幅の広い活動に対応するための市民公益活動支援センターが必要。	
	2	指定管理者にふれあい会館業務について、貸館業務のみならず地域主催の催し物をしていただき、地域周辺住民との交流を図る。	
	3	管理委託料について、受益者負担を検討する。	
施策の方向性	A	判断理由・コメント	<p>さまざまな分野における市民の公益活動が盛んになってきており、それらの幅広い活動に対応しながら、さらに活動の活性化を図ることが必要である。ふれあい会館の整備に関しては地域振興、活性化のため地域コミュニティ再生の場として継続する必要がある。</p>

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第6節 交流

担当部	観光経済部
-----	-------

施策名	1-6-2 国際交流の活発化		
目的	市民が「人と人とのつながりやふれあいを大切にしたい国際交流が活発なまちである。」と感じている。		
達成目標	1	第12回世界歴史都市会議開催(平成22年)	
	2	国際交流に関する情報収集、発信システムの確立	
	3	国際交流を活性化させる市民との協働体制の確立	
概要	<p>第12回世界歴史都市会議は、平城遷都1300年祭の事業として開催するもので、歴史都市が直面している共通の問題解決に向けての情報交換・共同研究を行うとともに、古都奈良の魅力を世界に向けて発信することを目的としています。一過性の会議に終わらせることなく、今後の奈良市のまちづくりの方向性を示唆するものとして考えます。</p> <p>開催期間:2010年(平成22年)10月12日～14日 会場:奈良県新公会堂、なら100年会館 メインテーマ:歴史都市の継承と創造的再生 参加者:世界歴史都市連盟加盟都市の代表者、歴史都市のまちづくりに関する研究者など 200～300人</p>		
主な課題	1	国際的な視野を持つ市民の育成	
	2	市民が国際交流に関わる機会の提供	
	3	国際交流の担う人材の育成	
施策の方向性	A	判断理由・コメント	国際文化観光都市・奈良の誇る歴史・文化遺産の素晴らしさを国内外に発信し集客に努めることが重要である。この意味で、世界歴史都市会議を開催することは大きなチャンスである。会議を一過性のイベントに終わらせることなく、国際文化観光都市としての魅力アップにつなげ本市の持続的な発展と繁栄に寄与するために、多数の市民との協働により会議の運営を行う。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第6節 交流

担当部	学校教育部
-----	-------

施策名	1-6-2 国際交流の活発化		
目的	市立一条高等学校及び小・中学校において、外国語活動、英語授業や学校生活を通して国際理解を深め語学力の向上を図る。		
達成目標	国際化社会を担う人材の育成		
概要	<p>今まで奈良市で行ってきた国際理解教育から、奈良市教育の特色ある教育として、全市的に小・中一貫教育を展開していく中で、英会話科を新設するためにALT教員の配置がますます重要となっている。</p>		
主な課題	1	ジェットプログラムを通じて任用するALTについては、住居や身の回りの世話等余分な事務をする必要がある。	
	2	ジェットプログラムを通じて任用するALTについては、給与・雇用等に要する経費が国の基準で定められており、経費を抑えることができない。	
	3		
施策の方向性	A	判断理由・コメント	外国講師の任用については、ALT以外の任用も調査する必要がある。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第7節 情報化の推進

担当部	市長公室
-----	------

施策名	1-7-1 情報化の推進		
目的	市民サービスの向上と情報化の推進を図る。		
達成目標	問合せ窓口を一元化し、たらい回しをなくすことにより、市民の利便を図るとともに業務の効率化を図る。 ----- ----- -----		
概要	奈良市役所コールセンターは、平成19年に本格運営を行ない、市民へコールセンター利用の周知に努め、利用件数が伸び昨年度平均は約33件となった。今年度は、しみんだよりによるPRや定額給付金もあり、4月には1日平均約170件の利用が有り、平成21年4月から7月の平均も、約92件となり、応答率も95%を超えている。平成21年1月から2月にかけて実施した満足度調査においては、説明や言葉遣い、対応の印象は高評価を得たが、応答までの時間に1割程度の不満があった。総合的な満足度は93%となっている。		
主な課題	1	コールセンターの認知度を高めるために、いろいろな機会をとらえて市民への周知を図る。	
	2	問合せのデータを蓄積し、分析することにより、行政に対する市民ニーズを把握し、施策への反映を図る。	
	3	FAQ(よくある質問と回答)を充実させ、いろいろな問合せに対しても答えられるようにする。	
施策の方向性	B	判断理由・コメント	市役所への問合せ窓口を一元化し、迅速・的確な対応を行なうことで、市民の方々にとって近づきやすい、親しみやすい市役所とすることができ、市民サービスの向上を図ることが出来る。また、担当課への問合せ件数を減らすことで業務効率化が図れる。長期契約5年の残り2年でより広範な市民ニーズに対応できるように更なる充実と利用数の増に努める。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第7節 情報化の推進

担当部	総務部
-----	-----

施策名	1-7-1 情報化の推進		
目的	情報通信技術を活用し、市民サービスの向上を図る。		
達成目標	電子自治体推進体制の整備		
	電子自治体の基盤整備		
	高度な市民サービスの提供		
概要	<p>情報通信技術を活用した市民サービスの向上、高度化を実現するため、情報化を全庁的、計画的に進めることとしてきた。各目標においては進捗状況に不均等が生じているところであるが、職員一人1台パソコンの配置については、昨年度に配備計画の見直しを行い、基幹系・情報系及び備品としてのパソコンの配備により整備実現を目指す。また、引き続き、行政手続の適用業務の拡大と電子申請のPR等に取り組んでいく。併せて、今後の市の財政状況や奈良県市町村共同運営方式によるシステムの活用等を検討しつつ着実な努力が必要である。なお、市の財政状況と先行システムの導入状況を勘案しつつ、文書管理の電子化への計画を進めるものとする。</p>		
主な課題	1	情報通信機器及びシステムの整備	
	2	現在の行政事務の整理分析と情報化への移行の具体的内容・手順の策定	
	3	奈良県市町村共同運営方式によるシステム等外部システムの活用	
施策の方向性	B	判断理由・コメント	<p>情報通信技術を活用した市民サービスの向上、高度化及び行政の効率化のための業務改革を進める上で情報化は強力なツールであり、情報化の推進はなくてはならない重要な施策として考えられるため。</p>

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第7節 情報化の推進

担当部	市民生活部
-----	-------

施策名	1-7-1 情報化の推進		
目的	市民サービスの向上と行政事務の高度化、効率化を実現する。		
達成目標	行政手続きのオンライン化及び戸籍事務の電算化		
概要	<p>住民基本台帳カード(以下「住基カード」という。)については、本人確認が必要な場合に公的身分証明書として利用できるが、現状では、運転免許証等で確認している場合が多く、市民が住基カードを所有するメリットが少ない。</p> <p>また、戸籍事務の電算化については、平成21年6月末現在で全国のうち79.5%の市町村が導入済みであり、本市においても、平成23年秋頃に現在戸籍を導入する予定である。</p>		
主な課題	1	住基カードの普及・促進を行う。また、市民サービスの向上を図るため、住基カードを利用した証明書自動交付機導入等の検討をする。	
	2	戸籍電算化導入のための契約締結について、平成20年9月定例議会に上程するも不同意となったため、業者選定方法、導入経費等内容を再度精査し、戸籍電算化の早期導入を目指す。	
	3		
施策の方向性	A	判断理由・コメント	住基カードの利用は、e-tax(所得税の電子申告)等の制度に見られるように、いろいろ検討されており、本市においても普及、促進に向けて検討しなければならない。 戸籍事務の電算化は、早期導入に向けて事業を推進する必要がある。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第8節 文化遺産の保護と継承

担当部 教育総務部

施策名	1-8-1 文化遺産の保存と活用		
目的	文化財を保存することにより、後世に継承するとともに、その豊かな文化財を活用し、市民が心地よいと感じるまちづくりを行う		
達成目標	文化財についての関心と理解を深めてもらうため、文化財保護思想の普及・啓発を図る。		
	国・県・市文化財指定を行うことにより、保護保存を図る。		
	史跡大安寺旧境内の環境整備を行い、保存活用を図る。		
	特別史跡・特別名勝平城京左京三条二坊宮跡庭園の環境整備を行い、保存活用を図る。		
概要	文化財についての関心と理解を深めてもらうため、文化財を活用した事業等を開催する。		
	<p>奈良市にある多数の文化財を保護するために、文化財保護法、県・市の条例に基づき文化財指定を進めている。現在1036件の指定文化財があり、所有者等が行う保存修理事業に対して、奈良市補助金交付要綱にそって補助金を交付するなどして保護保存を図っている。</p> <p>史跡大安寺旧境内の環境整備は、保存管理計画に基づき、土地の公有化と整備事業を進め遺跡の保護を図っている。塔院地区整備事業は、平成19年度から5年計画で遺跡整備と発掘調査を実施し、市民が古代を体験できる歴史公園の整備をしている。</p> <p>宮跡庭園の環境整備は、平成19年度から7年計画で旧センター跡地の歴史公園整備と整備した庭園部分の修理を行う。</p> <p>市民の世界遺産をはじめとする文化財に対する関心は高く、それに対応して市民を対象とする「市民ふれあい交流事業 世界遺産をもっと知る講座」等の講座や見学会、史料保存館における古文書等の展示などを開催している。</p> <p>一方、埋蔵文化財については、発掘調査速報展、特別展示、講演会等を開催。また、埋蔵文化財学習、文化財保護への市民参画を進めるため、昨年より「市民考古サポーター養成講座」を開催、本年には修了生による「寧楽考古楽倶楽部」が結成され、市民参加による活動を図った。さらに、学校教育との連携として、中学校体験学習、市立一条高校人文コースの文化財実習、小学生を対象とした「夏休み親子考古学体験」、出土品の実物を教材とした「ドキ土器キット」貸出事業を実施している。</p> <p>主な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の貴重な文化財の保護保存のために、一層の指定文化財への指定を促進する。 ・完成した歴史公園については「公の施設」として位置づけ、史跡の価値を適切に維持管理できる体制づくりを行う必要がある。 ・文化財を活用した事業を行うにあたり、他の文化財関係機関や大学との連携や文化財保護を支援する市民団体の育成等への事業内容の展開を図る。 		
主な課題	1	文化財指定や公有化を増やすほど、修理や保存維持管理にかかる多大の経費が必要となる。	
	2	限られた財政状況の中で、知恵を出し合い支出を少なくした普及・活用事業を実施しなければならない。	
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	文化財は、いったん失われると元に戻すことが出来ないことから、その保護は継続的に行う必要があります。また、保護した文化財を活用して、市民に心地よい環境を提供することも重要であり、その観点から施策を継続実施する必要があります。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第9節 文化・芸術の振興

		担当部	企画部
施策名	1-9-1 文化・芸術の振興		
目的	2010年に、平城京に遷都されて1300年という記念すべき年を迎える。この年に県・市や民間が一体となって平城遷都1300年記念事業を開催し、成功させる。 またイベントの成果を、今後のまちづくりの施策に反映させていく。		
達成目標	平城遷都1300年記念事業協会への支援(市負担金の支出及び市職員の派遣)		
	市民の意見を取り入れた企画事業の展開(市民連携企画会議)		
	市民の企画事業への補助		
概要	<p>2010年は、平城京誕生から1300年という年にあたる。日本の歴史・文化が連綿と続いたことを「祝い、感謝する」とともに「日本のはじまり奈良」を素材に平城遷都1300年祭を行う。奈良市はメイン会場である平城宮跡を中心に、(社)平城遷都1300年記念事業協会と協力し記念祭を成功させる。また奈良市独自事業としてコンサート&カフェとクイズラリー、補助事業(天平交流会、田原まるごと再発見、ならエコ・スポーツタウンプロジェクト、奈良八重桜と遣唐使展、書くことは楽しいin奈良、祝祭祀あをによし、奈良民話祭)等、奈良市市民連携企画事業を行い、奈良の魅力を発信し、文化活動の振興に努め次年度へも継続して観光誘客及び将来のまちづくりにつなげる。</p>		
主な課題	1	事業内容の具体化	
	2	平成22年度事業予算の確保	
	3	事業継続の体制策定	
施策の方向性	B	判断理由・コメント	平城遷都1300年祭を成功させるための協力を各種団体と行い、奈良市独自事業を効果的に実施し、これらが将来につながるまちづくりに継承されるための体制を策定していくことが必要である。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第9節 文化・芸術の振興

担当部	市民活動部
-----	-------

施策名	1-9-1 文化・芸術の振興		
目的	市民のだれもが、文化の薫り高い活力のあるまちであると感じている。		
達成目標	奈良市文化振興計画の遂行		
	市民との協働により、奈良ならではの文化を育む		
	市民のだれもが、等しく文化を創造し享受できる条件の整備		
	文化情報の提供や施設利用に関するシステムの確立		
概要	文化芸術活動を活性化させる人材の育成		
	<p>平成19年4月に文化振興条例を施行し、平成21年3月には文化振興計画を策定した。今後は、更に、文化振興計画の遂行のために支援制度・顕彰制度等を文化振興計画推進委員会での検討を進めていく。文化の担い手は市民であり、行政はその活動を支援し、協働の立場で文化によるまちづくりを進めていく。</p>		
主な課題	1	市民の文化に対する意識の高揚を図る。	
	2	文化を担う人材を育成する。	
	3	支援制度を確立する。	
施策の方向性	B	判断理由・コメント	文化振興計画を実現させるために行政内部の意識改革を図り、市民とともに協働で施策を推進させていかなければならないと考える。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第10節 生涯学習の振興

担当部	市民活動部
-----	-------

施策名	1-10-1 生涯学習社会の実現		
目的	いつでも、どこでも、だれでも生涯学習できる場の充実を図るため、公民館を中心とする社会教育施設及び図書館の学習環境の醸成と条件整備を促進する。		
達成目標	生涯学習センター・公民館等における学習活動の促進と活性化		
	生涯学習センター・公民館等における学習情報の提供と学習相談の充実		
概要	※施策の構成事務事業のうち、代表的なものの事業概要と現状を記入してください(最大300字程度)。 生涯学習センター・公民館等が社会教育機関の中核施設として、生涯学習社会の確立に向け、市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとともに、公共的利用に供するために必要かつ適切な施設管理運営を行う。また、現状は、行財政改革による、事業経費削減に伴い、公民館が主催する生涯学習関係講座の開催件数が減少し、公民館利用者数が減少傾向にある中、平成20年度から公民館の有料化を実施したことで、今まで無料で使用できた公民館が有料になり、公民館利用者の減少の幅が広がった。しかしながら、公民館の利便性が向上したことを広く広報し、施設整備を実施するなどして、公民館利用者数の増加を見込む。		
主な課題	1	公民館主催の生涯学習関係講座について、開催回数や講座内容等をより充実化させ、各種事業の活性化を図る。	
	2	生涯学習に関する情報収集や調査研究を行い、市民に対して学習情報の提供や学習相談の充実に努める。	
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	今後、需要が高まる生涯学習に対応するため、人材育成や施設整備に重点を置き継続実施する。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第10節 生涯学習の振興

担当部	市民活動部
-----	-------

施策名	1-10-1 生涯学習社会の実現																																						
目的	地域の情報センターとして、市民の学習活動等を適切に支援する。																																						
達成目標	<p>図書館機能の充実</p> <p>市民の情報センターの一つとして、多様な知的要求や、調査、研究、自主的学習に対応するため、書籍をはじめとする文字情報、映像情報等を収集、管理し、広範な知識や情報の提供に努める。</p> <p>また、子どもの読書活動の推進を図るため、児童図書サービスの充実をはじめ、おはなしの会の開催、保護者を対象とした読み聞かせの本の選び方・与え方の指導、年齢に応じた図書の推薦などの諸事業を行う。</p>																																						
概要	<p>資料を広く収集・整理し、市立図書館3館での取り寄せ合いも含めて、貸出等に提供するとともに、インターネット・携帯電話や館内の利用者用端末から蔵書検索や予約等も可能とし、調べ事のお手伝いもしているほか、移動図書館や貸出文庫の運営、読書会等の開催、館報やホームページ等による広報、他の図書館との相互貸借、読書団体への協力、郷土資料の収集と提供、視聴覚室の運営等も行っている。特に近年、子ども読書活動の推進について、イベントの実施、おはなしボランティアの養成とおはなし会の開催、ヤングアダルトコーナーの設置、乳幼児向けの絵本の読み聞かせ等の実施、学校との連携等を行っているほか、新たに図書館協議会も設け、より一層市民の役に立つ存在となるよう努力している。</p>																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="4">貸出冊数</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>児童</th> <th>成人</th> <th>BM</th> <th>貸出文庫</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17</td> <td>460,342</td> <td>721,254</td> <td>47,765</td> <td>19,882</td> <td>1,249,243</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>475,518</td> <td>677,794</td> <td>45,092</td> <td>17,517</td> <td>1,215,921</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>481,741</td> <td>672,595</td> <td>43,192</td> <td>18,134</td> <td>1,215,662</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>521,678</td> <td>743,403</td> <td>52,639</td> <td>17,970</td> <td>1,335,690</td> </tr> </tbody> </table>					年度	貸出冊数				計	児童	成人	BM	貸出文庫	17	460,342	721,254	47,765	19,882	1,249,243	18	475,518	677,794	45,092	17,517	1,215,921	19	481,741	672,595	43,192	18,134	1,215,662	20	521,678	743,403	52,639	17,970	1,335,690
年度	貸出冊数				計																																		
	児童	成人	BM	貸出文庫																																			
17	460,342	721,254	47,765	19,882	1,249,243																																		
18	475,518	677,794	45,092	17,517	1,215,921																																		
19	481,741	672,595	43,192	18,134	1,215,662																																		
20	521,678	743,403	52,639	17,970	1,335,690																																		
主な課題	1	平成19年度からおおむね5年間の期間で実施している奈良市子ども読書活動推進計画の達成に向け、努力すること。具体的には、児童書の充実努力するとともに、おはなし会などを開催し、乳幼児期から本やおはなしの魅力にふれて読書に親しむ習慣をつけてもらうよう、赤ちゃん絵本コーナーの充実整備や成人世代への働きかけも含め、一層努力する。さらに、本離れが顕著な中学生・高校生などヤングアダルトと呼ばれる年代の子どもたちにも図書館を利用してもらうよう努力する。学校との連携にも力を入れていく。																																					
	2	読書団体、ボランティア団体との連携・協力を一層推進していくこと。現在でもおはなし会の開催等には、それらの団体に協力してもらっており、またおはなしボランティアの養成講座を開催する中で、図書館を中心として連携・協力が進んできているが、今後一層輪を広げていく必要がある。																																					
	3	中央・西部図書館において、開館後20年以上を経過して、施設設備の老朽化に伴うさまざまな問題が出てきている。特に西部図書館の空調システムの更新、中央図書館の閲覧室のクロス(壁紙)の張り替え、閉架書庫の電動集密書架の修理など、緊急に実施すべき課題が生じている。あわせて、西部図書館の駐車場の狭隘解消も課題となっている。																																					
施策の方向性	B	判断理由・コメント	図書館のさらなる充実を目指すとともに、子ども読書活動の推進を図る。																																				

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第11節 学校教育の充実

担当部 教育総務部

施策名	1-11-1 特色のある教育の推進		
目的	子どもたち一人ひとりの個性と創造力を大きく伸ばす		
達成目標	豊かな心をはぐくむ教育の推進		
概要	<p>市民一人ひとりが21世紀の奈良市の教育を考える機会として、平成14年12月2日に「奈良市教育憲章」の制定し、12月2日を「なら教育の日」及び12月2日から12月8日までを「なら教育週間」とした。この日は平成10年12月2日に「古都奈良の文化遺産」の世界遺産登録が決まった日にちなんでいる。毎年この日に「なら教育の日」記念集会(学習発表・記念講演等)を行い、市民の皆様に子どもたちに対する教育について改めて考えていただき、理解していただく機会としている。</p>		
主な課題	1	地域がもつ教育力を活用するため、学校から地域への効果的な広報活動が求められる。	
	2		
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	これからの学校教育には、市民とともに考え、地域がもつ教育力を活かしこどもたちの健全育成を推進する必要がある。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第11節 学校教育の充実

担当部	学校教育部
-----	-------

施策名	1-11-1 特色ある教育の推進														
目的	子どもたち一人ひとりの個性と創造力を大きく伸ばす														
達成目標	豊かな心をはぐくむ教育の推進 ----- 確かな学力をはぐくむ教育の推進 ----- 信頼される学校・園づくりの推進 ----- ----- -----														
概要	<p>奈良の素晴らしさを伝承するとともに、国内外に発信し、互いに理解し合い、高め合うことのできる人材育成をめざす「奈良らしい教育」を推進している。</p> <p>世界遺産学習の充実を図り、地域遺産や世界遺産を切り口とした環境教育や国際理解教育など、多様な学習への展開を図っている。</p> <p>小学校ハローイングリッシュ事業の充実を図り、体験的に英語に親しみながら、コミュニケーション能力を育てている。</p> <p>「30人学級」の充実を図り、子ども一人一人へのきめ細かな指導を通して、学習意欲や態度の向上など、学校生活を支える基盤となる力を育てている。</p> <p>幼小連携・小中一貫教育の推進を図り、幼小連携による学びの基礎の充実や小中一貫教育による確かな学力と豊かな人間性の育成を図っている。</p>														
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">新しい世界遺産学習構築のための検討委員会</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: 45%;"> 現地学習の充実 ・奈良国立博物館 ・ボランティアガイドとの連 </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; width: 45%;"> 小・中学校用の世界遺産学習資料（テキスト）、指導用資料の作成 </div> </div> <p style="text-align: center; border: 2px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;">奈良大好き、奈良で学んでよかった 奈良らしい世界遺産学習</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>平成20年度「ハローイングリッシュ」アンケートより</p> <p>Q:英語活動の時間は楽しかったですか？</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>英語活動の楽しさに関するアンケート結果</caption> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>はい</th> <th>いいえ</th> <th>わからない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19 児童</td> <td>81</td> <td>7</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>H20 児童</td> <td>83</td> <td>6</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>			学年	はい	いいえ	わからない	H19 児童	81	7	12	H20 児童	83	6	11
学年	はい	いいえ	わからない												
H19 児童	81	7	12												
H20 児童	83	6	11												
主な課題	1	奈良らしい教育の推進のために、子どもたちが奈良や地域のよさを理解し、地域社会を形成する担い手としての意欲や態度を養う教育を行うこと													
	2	地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりを推進するために、学校と地域との協働による関係づくりを進めるとともに、地域人材の確保と育成が必要である。													
	3	教職員の資質・能力向上のために、教職員研修の体系化と研修内容の深化・充実を図ることと、教職員への支援体制の充実を図っていくことが求められる。													
施策の方向性	A	判断理由・コメント	「奈良市教育ビジョン」に基づき、小中一貫教育を推進し、世界遺産学習等奈良らしい教育を推し進める必要がある。さらに、子ども一人ひとりにきめ細やかな指導を行うために、教職員に力量をつけるための研修が重要である。												

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第11節 学校教育の充実

担当部	教育総務部
-----	-------

施策名	1-11-2 幼児教育の充実																				
目的	市立幼稚園では、豊かな環境のなかで幼年期を過ごすことができる。																				
達成目標	幼稚園の充実と整備 ----- 市立幼稚園への助成 ----- ----- -----																				
概要	<p>平成20年6月地震防災対策特別措置法の改正により、大規模な地震により倒壊又は崩壊の危険性が高いとされている学校施設について、早急に耐震化を図るための所要の措置が講じられた。また、地震防災緊急事業五箇年計画に公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するものについて、新たに五箇年計画に位置づけられ国の補助の嵩上げ対象となった。平成21年4月現在で61棟中、新耐震・改修済等棟数が33棟、改修の必要な棟が28棟となっており、耐震化率は54.1%となっている。今後、耐震2次診断を早期に完了し、その診断結果に基づいて、耐震化を早急に進める。</p> <table border="1" data-bbox="252 1137 1396 1344"> <thead> <tr> <th>学校施設</th> <th>園数</th> <th>建物区分</th> <th>全棟数</th> <th>S57年以降建築の棟数 (新耐震)</th> <th>S56年以前建築の棟数 (旧耐震)</th> <th>改修済・耐震性有棟数</th> <th>改修の必要な棟数</th> <th>耐震化率 (B+D)/A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園</td> <td>39</td> <td>園舎</td> <td>61</td> <td>19</td> <td>42</td> <td>14</td> <td>28</td> <td>54.1%</td> </tr> </tbody> </table>			学校施設	園数	建物区分	全棟数	S57年以降建築の棟数 (新耐震)	S56年以前建築の棟数 (旧耐震)	改修済・耐震性有棟数	改修の必要な棟数	耐震化率 (B+D)/A	幼稚園	39	園舎	61	19	42	14	28	54.1%
学校施設	園数	建物区分	全棟数	S57年以降建築の棟数 (新耐震)	S56年以前建築の棟数 (旧耐震)	改修済・耐震性有棟数	改修の必要な棟数	耐震化率 (B+D)/A													
幼稚園	39	園舎	61	19	42	14	28	54.1%													
主な課題	1	市の学校施設すべての耐震化を計画的に実施するために、学校施設耐震化計画を策定する必要がある。																			
	2																				
	3																				
施策の方向性	B	判断理由・コメント	保護者が安心して子育てが行えるような施策の推進及び教育環境の整備を図る必要がある。																		

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第11節 学校教育の充実

担当部	学校教育部
-----	-------

施策名	1-11-2 幼児教育の充実		
目的	幼稚園では、豊かな環境のなかで幼年期を過ごすことができる。		
達成目標	私立幼稚園への助成		
	特別支援教育の推進		
概要	<p>国からの補助を受け、市立・私立に通う幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減するため、所得に応じて幼稚園就園補助事業を実施している。市立では、生活保護世帯、市民税所得割非課税世帯、市民税非課税世帯が対象で、市立幼稚園就園児の約4%が認定を受けている。一方、私立では、市民税所得割課税額183,000円以下の世帯が対象で、私立就園児(奈良市に住所がある者)の約50%が認定を受けている。しかし、少子化の影響により、年々幼稚園の就園者が減少しており、それに付随して認定者が減少しているのが現状である。</p>		
主な課題	1	幼稚園教育の充実については、近年の女性の社会進出の影響等により、保育時間や保育年齢についてもニーズに対応できるよう進めていく必要がある。	
	2		
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	保護者が安心して子育てが行えるような施策の推進及び地域の実情や保護者のニーズを踏まえ、保育との連携を視野に入れて、就学前の教育環境の充実を図りたい。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第11節 学校教育の充実

担当部	教育総務部
-----	-------

施策名	1-11-3 義務教育の充実																																																							
目的	市立小学校では、子どもたちが将来に夢を持てる教育環境が整っている。																																																							
達成目標	施設・設備整備の促進																																																							
	施設配置の適正化																																																							
概要	<p>学校施設は、児童生徒等が1日の大半を過ごす場であり、非常災害時の避難場所になっていることから、その安全性の確保は極めて重要である。平成21年4月現在、小中学校体育館68棟中、耐震化が終了しているものが41棟あり、耐震化率は60.3%で、校舎については、273棟中113棟の耐震化が終了しており耐震化率は41.4%である。今後避難所に指定されている体育館の耐震化を早期に完了し、校舎の耐震2次診断等を実施する。また、学校規模・配置の適正化については、平成20年1月に策定した「学校規模適正化実施方針」及び「中学校区別実施計画」に基づき、適正化が必要な36学校・園(平成20年1月現在)のうち、平成22年度までの前期計画について適正化施策を実施する。</p>																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校施設</th> <th>学校数</th> <th>建物区分</th> <th>全棟数</th> <th>S57年以降 建築の棟数 (新耐震)</th> <th>S56年以前 建築の棟数 (旧耐震)</th> <th>改修済・耐 震性有棟 数</th> <th>改修の必 要な棟数</th> <th>耐震化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小学校</td> <td rowspan="2">48</td> <td>校舎</td> <td>178</td> <td>46</td> <td>132</td> <td>17</td> <td>115</td> <td>35.4%</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>49</td> <td>20</td> <td>29</td> <td>7</td> <td>22</td> <td>55.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中学校</td> <td rowspan="3">21</td> <td>校舎</td> <td>95</td> <td>40</td> <td>55</td> <td>10</td> <td>45</td> <td>52.6%</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>20</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>70.0%</td> </tr> <tr> <td>武道場</td> <td>19</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>11</td> <td>42.1%</td> </tr> </tbody> </table>								学校施設	学校数	建物区分	全棟数	S57年以降 建築の棟数 (新耐震)	S56年以前 建築の棟数 (旧耐震)	改修済・耐 震性有棟 数	改修の必 要な棟数	耐震化率	小学校	48	校舎	178	46	132	17	115	35.4%	体育館	49	20	29	7	22	55.1%	中学校	21	校舎	95	40	55	10	45	52.6%	体育館	20	13	7	1	6	70.0%	武道場	19	7	12	1	11	42.1%
学校施設	学校数	建物区分	全棟数	S57年以降 建築の棟数 (新耐震)	S56年以前 建築の棟数 (旧耐震)	改修済・耐 震性有棟 数	改修の必 要な棟数	耐震化率																																																
小学校	48	校舎	178	46	132	17	115	35.4%																																																
		体育館	49	20	29	7	22	55.1%																																																
中学校	21	校舎	95	40	55	10	45	52.6%																																																
		体育館	20	13	7	1	6	70.0%																																																
		武道場	19	7	12	1	11	42.1%																																																
主な課題	1	市の学校施設すべての耐震化を計画的に実施するために、学校施設耐震化計画を策定する必要がある。																																																						
	2	学校規模の適正化を実施計画に基づき年次的に推進していくためには、対象地域の保護者・地域住民の理解が得られるよう協議していかなければならない。																																																						
	3																																																							
施策の方向性	B	判断理由・コメント	次代を担う子どもたちが自主性・創造性・社会性など「生きる力」を身につけ、安心・安全な環境の中で学ぶことができるよう、教育内容の充実や教育環境の改善を進める必要がある。																																																					

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第11節 学校教育の充実

担当部	学校教育部
-----	-------

施策名	1-11-3 義務教育の充実																	
目的	市立小・中学校では、子どもたちが将来に夢を持てる教育環境が整っている。																	
達成目標	教育相談の充実と整備 特別支援教育の充実 健康・体づくりの推進																	
概要	<p>児童生徒の不登校や問題行動等は依然として憂慮すべき状況にあるため、特に、学校内のカウンセリング機能の充実を図るための施策として、「スクールカウンセラー」を全ての中学校と高等学校に、小学校48校中21校に配置している。</p> <p>確かな学力をはぐむ教育の推進を図るため、特に特別支援教育の推進について、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの支援、子どものライフステージに応じた支援体制の構築、教職員の専門性や指導力の向上、地域で豊かに生活する環境づくりを柱に行っている。</p> <p>豊かな心とたくましい体をはぐむ教育の推進を図るため、学校保健法に基づき、各検診を実施し、健康状態を正しく把握することにより、幼児・児童・生徒の健康の保持増進に努め、学習能率の向上を図っている。</p>																	
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">小・中学校における特別支援教育のイメージ</p> </div> <div style="width: 45%;"> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校SC配置校数</td> <td>16 (0)</td> <td>20(0)</td> <td>20(0)</td> <td>20(1)</td> </tr> <tr> <td>中学校・高等学校SC配置校数</td> <td>22(10)</td> <td>22(10)</td> <td>22(10)</td> <td>22(9)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">()内は県費</p> </div> </div>				18年度	19年度	20年度	21年度	小学校SC配置校数	16 (0)	20(0)	20(0)	20(1)	中学校・高等学校SC配置校数	22(10)	22(10)	22(10)	22(9)
	18年度	19年度	20年度	21年度														
小学校SC配置校数	16 (0)	20(0)	20(0)	20(1)														
中学校・高等学校SC配置校数	22(10)	22(10)	22(10)	22(9)														
主な課題	1	完全給食方式外の中学校に弁当選択制による給食を拡充するには複数の業者が必要、また利用しやすい価格を維持するには公費投入を検討する必要がある。																
	2	学校が不登校児童・生徒個々の分析を行い、スクールカウンセラーや関係機関と連携を図りながら個々の支援方法や支援体制を構築する。																
	3																	
施策の方向性	B	判断理由・コメント	次代を担う子どもたちが自主性・創造性・社会性など「生きる力」を身につけ、安心・安全な環境の中で学ぶことができるよう、教育内容の充実や教育環境の改善を進める必要がある。															

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第11節 学校教育の充実

担当部	教育総務部
-----	-------

施策名	1-11-4 高等学校教育の充実																																				
目的	市立一条高等学校では、充実した施設のなかで、個性を伸ばす教育を受けることができる。																																				
達成目標	市立一条高等学校の充実																																				
概要	平成21年4月現在で11棟のうち5棟が耐震化施設であり、耐震化率は45.5%である。																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校施設</th> <th>学校数</th> <th>建物区分</th> <th>全棟数</th> <th>S57年以降 建築の棟数 (新耐震)</th> <th>S56年以前 建築の棟数 (旧耐震)</th> <th>改修済・耐 震性有棟 数</th> <th>改修の必 要な棟数</th> <th>耐震化率 (B+D)/A</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高等学校</td> <td rowspan="2">1</td> <td>校舎</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>5</td> <td></td> <td>5</td> <td>28.6%</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>75.0%</td> </tr> </tbody> </table>			学校施設	学校数	建物区分	全棟数	S57年以降 建築の棟数 (新耐震)	S56年以前 建築の棟数 (旧耐震)	改修済・耐 震性有棟 数	改修の必 要な棟数	耐震化率 (B+D)/A				A	B	C	D			高等学校	1	校舎	7	2	5		5	28.6%	体育館	4	3	1		1	75.0%
学校施設	学校数	建物区分	全棟数	S57年以降 建築の棟数 (新耐震)	S56年以前 建築の棟数 (旧耐震)	改修済・耐 震性有棟 数	改修の必 要な棟数	耐震化率 (B+D)/A																													
			A	B	C	D																															
高等学校	1	校舎	7	2	5		5	28.6%																													
		体育館	4	3	1		1	75.0%																													
主な課題	1	市の学校施設すべての耐震化を計画的に実施するために、学校施設耐震化計画を策定する必要がある。																																			
	2																																				
	3																																				
施策の方向性	B	判断理由・コメント	市立高等学校としてふさわしい特色のある教育の創造を図るため、施設整備や機器の充実が必要である。																																		

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第11節 学校教育の充実

担当部	学校教育部
-----	-------

施策名	1-11-4 高等学校教育の充実		
目的	市立一条高等学校では、充実した施設のなかで、個性を伸ばす教育を受けることができる。		
達成目標	市立一条高等学校の充実 ----- ----- -----		
概要	<p>建学の精神により、中核市として、国際文化観光都市「奈良市」の唯一の市立高等学校として、奈良を広く世界に紹介するとともに、国際感覚を持つ視野の広い人間の育成を目指して、「特色化」「魅力化」「活性化」の推進を図るためのひとつとして文化クラブ及び体育クラブ活動を推進している。</p> <p>近年の社会環境や生活様式の変化は、子どもたちの成長に様々な影響を及ぼし、健康に対する不安や体力の低下傾向などが心配されているが、運動部活動及び文化活動は、体を動かしたり楽器を奏でたりする楽しさを味わう中で、仲間とふれあい、将来にわたって主体的に健康な心と体を育むことができる機会として、その教育効果が期待される。</p>		
主な課題	1	予算削減の中で、十分にクラブ活動を充実するための経費を維持できない。	
	2	クラブ活動の充実によって、学校内全体に刺激を与え、活性化を図ることが必要である。	
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	市立高等学校としてふさわしい特色ある教育の創造を図るため、備品等の充実が必要である。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第11節 学校教育の充実

		担当部	企画部
施策名	1-11-5 大学等高等教育機関の活用		
目的	大学等の高等教育機関の立地誘導による本市の活性化及び当該機関が集積している知識や技術の市民への活用		
達成目標	市外の大学の分室やセミナーハウスなどの誘致を検討する。 ----- 総合的な公開講座の充実を図り、研究成果の公開等について積極的に働きかける。 ----- ----- -----		
概要	現在、奈良市内には国立大学法人2校、県立大学1校、私立大学3校、私立短期大学1校が立地している。大学教員が市の各種審議会・委員会に参画し、専門的見地から市に対して意見を述べることは以前から行われていたが、より広く人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、まちづくりの様々な分野で連携協力するため、平成19年度に奈良市は奈良県立大学・奈良佐保短期大学と包括的な連携協定を結んだ。この協定に基づき、奈良県立大学に「柳生」ブランド発信のための調査・分析を委託する等、新たな取り組みを始めている。また、教育委員会においても、市内・県内の多くの大学と連携し、学校教育活動支援事業(スクールサポート)を実施している。		
主な課題	1	積極的な連携を進めるために、大学・行政間のコーディネート担当部門の設置が必要である。	
	2	大学の分室等の新たな誘致は進んでいない。	
	3		
施策の方向性	A	判断理由・コメント	職員数の削減が進み、少人数で行政経営を進めなければならない現在、大学をはじめとする外部の人材や知識を大いに活用し、協働して事業を実施することが必要とされている。その意味から、この施策はあらゆる部署で活用できるよう拡充していかなければならない。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第12節 青少年の健全育成

担当部	市民活動部
-----	-------

施策名	1-12-1 家庭・地域の教育力の充実		
目的	次代を担う子どもたちが心身ともに健やかにたくましく成長する。		
達成目標	安全に活動できる地域の拠点づくり ----- 家庭の教育力の充実 ----- ----- -----		
概要	全21中学校区で、中学校を拠点に「学校支援地域本部」を設置している。地域本部には「地域教育協議会」を設置し、校区の小学校・小学校区「夢・教育プラン」協議会、幼稚園と連携・協力を図りながら、地域全体で子どもを育てていけるよう地域と学校のつながりを深める体制づくりを推進している。また、地域の調整役として地域コーディネーターを配置し、学校支援ボランティアを募って学習支援・部活動指導・環境整備・登下校安全確保・学校地域合同行事開催等の活動を行っている。		
主な課題	1	家庭教育のあり方、重要性を呼びかけ、講演会の内容等を充実させる。	
	2	「夢・教育プラン」、学校支援地域本部事業、放課後子ども教室等の事業を推進するため、学校と地域の連携を図っていく。	
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	学校・家庭・地域がお互いの役割や機能を十分理解して連携することにより、地域で子どもたちを育てる力の向上と活性化を図っていく。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第12節 青少年の健全育成

担当部	学校教育部
-----	-------

施策名	1-12-2 青少年健全育成の充実		
目的	次世代を担う子どもたちが、心身ともに健やかにたくましく成長するためには、家庭・学校・地域が一体となり、それぞれの役割を分担しながら連携協力して、青少年の健全育成を目指さなければならない。青少年活動への指導・助言を行うとともに、その拠点となる施設の整備を行う。		
達成目標	青少年健全育成活動の推進と支援		
	少年指導活動の強化充実		
	青少年が豊かな人間性や社会性を身に付ける		
概要	<p>近年の少年非行の概況は、14歳以上の犯罪少年は減少傾向にあるが、14歳未満の触法少年や将来法に触れる行為をするおそれのある犯罪少年は増加しており、非行の低年齢化が進んでいる。また、少年非行の大部分が、万引きや自転車・オートバイ盗などの初発型非行である。一方、深夜徘徊、喫煙などの不良行為少年は、「奈良県少年補導に関する条例」が施行され減ってはいるものの相変わらず多く補導されている。そのことから、キャンプフィールドは青少年の健全育成を図る重要な施設であり、利用者も増加し、施設設備の充実は今後の大きな課題である。</p>		
主な課題	1	地域の環境浄化も含めた、非行を生み出さない風土づくり	
	2	「地域の子どもは地域で守る」等、青少年の非行防止に関する市民意識の高揚と啓発。少年指導協議会への協力依頼。	
	3	施設の利用者の増加とサービスの向上に努める。また、キャンプフィールドの魅力アップと野外活動での技術の提供をするための自主事業を展開する。	
施策の方向性	B	判断理由・コメント	学校や地域と連携を図りながら、青少年の健全育成、非行防止に取り組む必要がある。また、施設の整備を充分に図る必要がある。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第13節 スポーツ・レクリエーションの振興

担当部	市民活動部
-----	-------

施策名	1-13-1 スポーツ・レクリエーションの拠点づくり、環境づくりの推進		
目的	市民のスポーツに対するニーズの変化により、健康でゆとりある心豊かな生活を送り、だれもが生涯にわたりスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブの育成をはじめ体育、スポーツの拠点づくり、環境づくりを進めることを目的とする。		
達成目標	スポーツ施設が市民のスポーツ活動にどの程度活用されているかを計る。		
	市民がどの程度スポーツ大会に参加しているかを計る。		
	体育指導委員の活動がどの程度地域住民に浸透しているかを、教室等に参加している市民の数で計る。		
	地域でのスポーツ団体がどの程度地域住民に浸透しているかを、参加している市民の数で計る。		
概要	<p>市民の運動・スポーツに関する重要度はアップしているが、日常生活においての実践に結びついていないことが、さまざまな生活習慣病の発症を助長している要因のひとつともいわれている。</p> <p>市民が自主的に生涯にわたり運動・スポーツが親しめて健康の維持にもつなげられるよう体育指導委員や地域のスポーツ団体の協力を得ながら機会づくりを提供する必要がある。</p>		
主な課題	1	マンネリ化している教室・講座を見直し、幅広い年齢層からそれぞれ対象とした講座・教室の開催（新規利用者）	
	2	地域の運動指導者・運動ボランティアを育成し、地域で実施できる生涯スポーツなどの教室・講座の開催	
	3	指定管理者の市民サービスの向上と施設の維持管理経費の確保（市民にとって安全で安心して使用できる施設）	
施策の方向性	B	判断理由・コメント	子どもから高齢者にいたるまで意識的に運動・スポーツ・レクリエーションを組み込んだ生活スタイルを構築してもらえるように運動・スポーツの有効性を訴える。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第2章

福祉のまちづくり

第2章 福祉のまちづくり

第1節 地域福祉

担当部	保健福祉部
-----	-------

施策名	2-1-1 地域福祉の推進		
目的	総合的な福祉のまちづくりを進めていくために、福祉・医療・保健の連携を強化するとともに、市民の福祉活動への自発的な参加によって、地域がともに支えあう地域福祉を築く。		
達成目標	「奈良市地域福祉計画」の推進		
	地域福祉活動の支援強化		
	音楽療法の推進		
	援護体制の拡充		
概要	<p>地域においては、現在、少子・高齢化など社会構造の変化にともない、市民のニーズが多様化、問題の複雑化するなか、だれもが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる社会を実現するためには、地域住民と行政との協働が不可欠である。今後、市民と行政がそれぞれ担う役割と責任を明らかにすることが重要であり、協働のシステムを構築することが課題である。平成20年度は、市民の安全安心のため、重要課題である「災害時要援護者名簿」を作成し、地域における支援体制づくりを強化することとした。</p>		
主な課題	1	奈良市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」における進捗管理委員会の早期設置	
	2	地域住民のニーズ把握の促進	
	3	地域福祉推進における市民参加の促進	
施策の方向性	B	判断理由・コメント	地域福祉計画は、市民と共に作った計画であり、市民の声を反映した計画である。行政は奈良市社会福祉協議会与連携協力して、引き続き地域福祉の進展に努める。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第2章 福祉のまちづくり

第1節 地域福祉

担当部	市民生活部
-----	-------

施策名	2-1-2 国民健康保険事業の健全運営
目的	安心して医療サービスが受けられるよう保険給付の適正な推進を図るとともに、健康増進、疾病の発生予防、早期発見、早期治療の啓発や健康管理の奨励など保険事業を推進する。
達成目標	市民の健康管理や健康づくりを支援するとともに、国民健康保険事業の財政運営の安定化に努める。

概要	医療の高度化や高齢化に伴い、医療費は増加傾向にある。国民健康保険料の収納率は、比較的納付率が高い高齢者が長寿医療制度に移行したことや、急激な景気後退により影響を受けている。
----	--

【医療給付費経年変化】

	区分	① 被保険者数(人)	診療報酬保険者負担総額		被保険者1人当たり金額 ③/①(円)	レセプト1枚当たり金額 ③/②(円)
			② 枚数	③ 金額(千円)		
平成17年度	一般被保険者分(老人を除く)	72,340	761,377	10,744,676	148,530	14,112
	退職被保険者分	19,753	356,293	5,393,833	273,064	15,139
	計	92,093	1,117,670	16,138,509	175,241	14,439
平成18年度	一般被保険者分(老人を除く)	71,678	773,813	11,149,155	155,545	14,408
	退職被保険者分	22,410	404,629	6,068,379	270,789	14,997
	計	94,088	1,178,442	17,217,534	182,994	14,610
平成19年度	一般被保険者分(老人を除く)	70,573	791,231	12,600,511	178,546	15,925
	退職被保険者分	24,217	456,991	7,501,955	309,781	16,416
	計	94,790	1,248,222	20,102,466	212,074	16,105
平成20年度	一般被保険者分	88,269	1,149,673	18,527,436	209,897	16,115
	退職被保険者分	5,529	131,079	2,234,938	404,221	17,050
	計	93,798	1,280,752	20,762,374	221,352	16,211

【国保料率・賦課限度額・収納率】

年度		保険料・積算基礎				賦課限度額		現年度賦課保険料収納率			
		所得割	資産割	均等割	平等割	(奈良市)	(国基準)	一般	退職	計	総合計
17	医療	9%	25%	21,600円	21,600円	53万円	53万円	87.55%	97.79%	89.86%	89.57%
	介護	1.5%	1%	7,200円	4,200円	8万円	9万円	81.89%	96.88%	85.18%	
18	医療	9%	25%	21,600円	21,600円	53万円	56万円	87.50%	97.63%	90.03%	89.63%
	介護	1.5%	1%	7,200円	4,200円	8万円	9万円	80.52%	96.66%	84.35%	
19	医療	9%	10%	30,600円	27,600円	56万円	56万円	86.73%	97.52%	89.53%	89.10%
	介護	1.7%	1%	10,800円	8,400円	9万円	9万円	79.61%	96.30%	83.38%	
20	医療	8.2%	—	26,400円	24,600円	47万円	47万円	85.32%	95.39%	86.03%	85.78%
	後期	2.0%	—	7,200円	6,000円	12万円	12万円	85.72%	95.43%	86.41%	
	介護	2.0%	—	16,200円	—	9万円	9万円	79.22%	95.29%	82.02%	

主な課題	1	国民健康保険料の収納率の向上に努める。
	2	資格の適正化、賦課の適正化に努める。
	3	特定健診等の保険事業を推進し、医療費の抑制に努める。

施策の方向性	B	判断理由・コメント	保険事業の主たる目的である保険給付の適正執行を行うため、その財源となる歳入確保並びに保険料の適正賦課を行い、併せて医療費適正化事業等を推進する。
--------	---	-----------	--

第2章 福祉のまちづくり

第1節 地域福祉

担当部	市民生活部
-----	-------

施策名	2-1-3 国民年金事業の促進		
目的	国民年金業務(法定受託事務)の確実な事務執行 国民年金の相談(協力連携)に対する窓口対応の充実		
達成目標	国民年金業務(法定受託事務)の確実な事務執行		
	国民年金の相談(協力連携)に対する窓口対応の充実		
概要	法定受託事務の確実な遂行並びに国民年金相談における窓口対応の充実を実施している。		
主な課題	1		
	2		
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	確実な事務執行(法定受託事務)、年金相談対応の充実(協力連携)の継続実施が必要である。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第2章 福祉のまちづくり

第1節 地域福祉

担当部	保健福祉部
-----	-------

施策名	2-1-4 生活自立支援		
目的	生活保護者の自立更生		
達成目標	生活保護世帯の自立助長を推進するため、ハローワークと連携し、就労支援者数を目標達成の指標として位置づける。		
概要	平成21年度は、7月末でハローワークに就労支援として34名登録し、ハローワークの指導のもと求職活動や各種講座を受けている。		
主な課題	1	保護受給者の意識改革	
	2	求人率の低さ	
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	生活保護制度の就労対策事業の一環として行う。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第2章 福祉のまちづくり

第2節 児童福祉

担当部	保健福祉部
-----	-------

施策名	2-2-1 働きながら安心して子育てできる環境の充実		
目的	現在の著しい女性の社会進出により保育所のニーズが高まるなか、男女共同参画の趣旨にも則り、保育に欠ける児童の入所を促進し、安心して子育てできる環境が充実していると感じられるまちづくりを推進する。		
達成目標	<p>多様な保育ニーズに対応できるように保育内容の充実を図り、施設整備や保育士の資質向上に向けた研修を計画的に行う。 (保育内容の充実)</p> <p>地域の実情に応じて民間による新增設等保育需要を踏まえ、整備充実を図り、また幼保一体による総合施設や余裕教室活用の推進を図る。(保育所の整備・拡充)</p> <p>現在開設しているバンビーホーム施設整備の充実や小学校の余裕教室の活用等を検討し、事業内容の充実により利用者の利便性の向上を図る。</p> <p style="text-align: right;">(放課後児童健全育成事業の推進)</p>		
概要	<p>最近の急激な社会の変化に対応して、また多様化する保育ニーズに応えるために、障がい児保育・延長保育・夜間保育・病後児保育並びに一時保育や、学童保育などの保育機能の充実が求められています。また、保育園につきましては待機児童が多い状況を考慮して民間による新增設等の設備の充実、公立保育園の民営化、幼保一体化による認定こども園の設置や余裕教室の活用が重要な課題となっており、バンビーホームにつきましても新增設等による設備の充実や小学校の余裕教室の活用が重要な課題となっております。</p>		
主な課題	1	民間による保育園の新增改築を促し、保育施設の充実を図る。また、バンビーホームの更なる増設・改築を行なってゆく。	
	2	多様化する保育ニーズに応えるため、休日保育・病後児保育・障がい児保育・一時保育・延長保育・夜間保育等子育て支援の充実を図る。	
	3	公立保育園運営体制の充実を図る。(正規・臨時保育士の計画的な採用)	
施策の方向性	A	判断理由・コメント	<p>市民意識調査(施策の重要度が高く、満足度が低い)の結果に基づき、安心して子育てできる環境の実現のため待機児童の解消及び保育機能の充実を図ることが重要と位置づけられています。今後は現在継続中の保育所運営検討委員会の答申結果に基づき、保育園の民営化や認定こども園制度を検討しつつ、市民の多様な保育ニーズに応えるべく施策を推進します。また、バンビーホームに入所する児童増加に対応すべく、施設整備をより一層の充実を図るとともに保育時間の延長を推進する必要があります。</p>

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第2章 福祉のまちづくり

第2節 児童福祉

担当部	保健福祉部
-----	-------

施策名	2-2-2 子育て支援の推進																																																										
目的	安心して子どもを生み育てられ、子育てに喜びを感じることができる環境整備を行うことを目的として、地域住民との協働による地域全体で子育てを支援するまちづくりを目指す。																																																										
達成目標	児童虐待防止に向けた各関係機関の連携・強化																																																										
	ファミリー・サポート・センター事業の拡充																																																										
	地域における子育て支援の充実																																																										
概要	<p>下図のとおり、わが国の合計特殊出生率は、ここ2年若干の回復をみせているものの、低下傾向が続いており、奈良市では、国や県をさらに下回りながら、低位で推移し、依然として人口置換水準(2.08)を大きく下回っている。このような少子化の流れを変えるため、次世代育成支援対策推進法が制定され、国を始め地方自治体にも子育て支援のための行動計画の策定が義務付けられ、17年3月に「奈良市次世代育成支援行動計画」を策定し、その推進を図っている。21年度に、前期計画の見直しを図り、「後期(5か年)計画」を策定中である。この前段階で、子育て中の家庭にニーズ調査を実施した結果のうち、「相談相手がない」や「居場所がない」等、潜在ニーズの高いものを優先させ、事業に反映する。特に、子育て親子が気軽に集える拠点として、つどいの広場・地域子育て支援センター・子育てスポットを開設し、未就園児をもつ親の育児不安や負担感の軽減に寄与している。また、従来の保育施策以外で、子どもを預かることを子育て短期支援事業やファミリー・サポート・センター事業として実施している。つまり、奈良市の子育て支援は、子育ての当事者及びそれを取り巻く市民が支え合いながら、お互い学びあい身につけていく力を原動力として、市民活動と行政の協働による事業展開が必要と考え、複数のメニューを用意し、各事業を組み合わせながら、子育てを地域全体で支えていくまちづくりを目指す。</p>																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平7</th> <th>平8</th> <th>平9</th> <th>平10</th> <th>平11</th> <th>平12</th> <th>平13</th> <th>平14</th> <th>平15</th> <th>平16</th> <th>平17</th> <th>平18</th> <th>平19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◆奈良市</td> <td>1.27</td> <td>1.29</td> <td>1.26</td> <td>1.25</td> <td>1.17</td> <td>1.23</td> <td>1.18</td> <td>1.15</td> <td>1.14</td> <td>1.09</td> <td>1.15</td> <td>1.1</td> <td>1.14</td> </tr> <tr> <td>■奈良県</td> <td>1.36</td> <td>1.34</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>1.23</td> <td>1.3</td> <td>1.22</td> <td>1.21</td> <td>1.18</td> <td>1.16</td> <td>1.19</td> <td>1.22</td> <td>1.22</td> </tr> <tr> <td>▲全国</td> <td>1.42</td> <td>1.43</td> <td>1.39</td> <td>1.38</td> <td>1.34</td> <td>1.36</td> <td>1.33</td> <td>1.32</td> <td>1.29</td> <td>1.29</td> <td>1.26</td> <td>1.32</td> <td>1.34</td> </tr> </tbody> </table>				平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	◆奈良市	1.27	1.29	1.26	1.25	1.17	1.23	1.18	1.15	1.14	1.09	1.15	1.1	1.14	■奈良県	1.36	1.34	1.3	1.3	1.23	1.3	1.22	1.21	1.18	1.16	1.19	1.22	1.22	▲全国	1.42	1.43	1.39	1.38	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34
	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19																																														
◆奈良市	1.27	1.29	1.26	1.25	1.17	1.23	1.18	1.15	1.14	1.09	1.15	1.1	1.14																																														
■奈良県	1.36	1.34	1.3	1.3	1.23	1.3	1.22	1.21	1.18	1.16	1.19	1.22	1.22																																														
▲全国	1.42	1.43	1.39	1.38	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34																																														
主な課題	1	合計特殊出生率を上昇させ、少子化に歯止めをかける。																																																									
	2	子育て中の保護者の育児不安や負担感を軽減させる。																																																									
	3	社会全体で子育て支援を行う機運を高揚させる。																																																									
施策の方向性	A	判断理由・コメント	少子化や核家族化の進行等により、子育てをめぐる環境が大きく変化し、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感、育児不安の増大を招いている。このため、施策の重要度が非常に高く、満足度が低いという市民意識調査の結果を踏まえ、今後も引き続き、地域の子育て支援機能の充実、親の子育ての不安感・負担感の軽減そして子どもの健全育成を図るため、地域子育て支援拠点事業や子育てスポット事業等を積極的に展開し、子育て支援の推進に努めなければならない。																																																								

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第2章 福祉のまちづくり

第3節 母子・父子福祉

担当部	保健福祉部
-----	-------

施策名	2-3-1 ひとり親家庭の支援																																																								
目的	母子家庭の援護 父子家庭の援護																																																								
達成目標	<p>母子家庭の母等に対し生活指導、就労指導、母子寡婦福祉資金の貸付などの援護を強化し、経済的自立の促進を図るとともに児童の健全育成と親の就業専念を支援する。</p> <p>父子家庭に必要に応じて日常生活支援員の派遣等をおこない就業専念を支援する。</p>																																																								
概要	<p>母子家庭自立支援給付金事業としては、母子家庭の母の主体的な能力開発を支援し、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を有していない人が、国の指定講座を受講した場合、受講料の20%を自立支援教育訓練給付金として支給する制度と、国家資格取得のために修業期間が2年以上の養成機関で修業する場合に修業期間の全期間に高等技能訓練促進費を支給する2つの制度がある。</p> <p>また、自立促進と生活の安定を図るために、就職に役立つ知識・技能の習得を目的とする就業支援講習会を開催し、母子家庭等日常生活支援事業は、母子・父子家庭及び寡婦が病気などにより一時的に家事援助、保育サービスが必要になった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は支援員の居宅等において、児童の世話などを行う。</p> <p>母子自立支援プログラム策定事業としては、児童扶養手当受給者の自立就労に対して意欲のある方を対象に、個々の状況・ニーズに応じた自立目標や支援内容のプログラムを策定し、ハローワーク、福祉事務所、母子スマイルセンターが一体となって就業までのサポートを行っている。</p> <p>平成21年6月5日には母子・寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令等が施行されたことより、今後は給付金制度の拡充など、就業支援をはじめとして自立支援対策の強化が急務である。</p>																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>昭和59年</th> <th>昭和60年</th> <th>昭和61年</th> <th>昭和62年</th> <th>昭和63年</th> <th>平成1年</th> <th>平成2年</th> <th>平成3年</th> <th>平成4年</th> <th>平成5年</th> <th>平成6年</th> <th>平成7年</th> <th>平成8年</th> <th>平成9年</th> <th>平成10年</th> <th>平成11年</th> <th>平成12年</th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> <th>平成16年</th> <th>平成17年</th> <th>平成18年</th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> <th>平成21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子世帯数</td> <td>1,759</td> <td>1,873</td> <td>1,846</td> <td>1,950</td> <td>2,132</td> <td>2,163</td> <td>2,085</td> <td>2,080</td> <td>1,967</td> <td>2,002</td> <td>2,044</td> <td>2,138</td> <td>2,222</td> <td>2,296</td> <td>2,362</td> <td>2,511</td> <td>2,714</td> <td>2,904</td> <td>3,103</td> <td>3,249</td> <td>3,445</td> <td>3,558</td> <td>3,620</td> <td>3,658</td> <td>3,604</td> <td>3,650</td> </tr> </tbody> </table>			年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成1年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	母子世帯数	1,759	1,873	1,846	1,950	2,132	2,163	2,085	2,080	1,967	2,002	2,044	2,138	2,222	2,296	2,362	2,511	2,714	2,904	3,103	3,249	3,445	3,558	3,620	3,658	3,604	3,650
年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成1年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年																															
母子世帯数	1,759	1,873	1,846	1,950	2,132	2,163	2,085	2,080	1,967	2,002	2,044	2,138	2,222	2,296	2,362	2,511	2,714	2,904	3,103	3,249	3,445	3,558	3,620	3,658	3,604	3,650																															
主な課題	1	母子家庭の母に対し、生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援等の総合的自立支援策の効果的実施、相談体制の充実、制度の広報																																																							
	2	ハローワーク等関係機関との連携強化																																																							
	3	父子家庭対策の充実																																																							
施策の方向性	A	判断理由・コメント	離婚等によりひとり親家庭が増加しており、母子家庭の母親の安定した就労と育児の支援や、父子家庭に対して日常生活支援員の派遣等を行う就業専念の支援などの支援施策を充実させ、ひとり親家庭の生活と児童の健やかな成長を図る必要がある。																																																						

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第2章 福祉のまちづくり

第4節 高齢者福祉

担当部 保健福祉部

施策名	2-4-1 高齢者福祉の充実																										
目的	高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる社会の構築																										
達成目標	老人福祉施設の整備 高齢者の在宅支援																										
概要	本市における65歳以上の高齢者の人口は、2005年度当初で約70,200人であったが、2009年3月末では約82,600人となり、高齢者人口が増加している。こうした高齢化の進行とともに、高齢者の積極的な社会参加を支援する等の諸施策及び寝たきりや認知症高齢者等の要援護施策の拡充を推進する必要がある。																										
	<div style="text-align: center;"> <p>老春の家利用者数経年変化</p> <table border="1"> <caption>老春の家利用者数経年変化 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東老春の家</td> <td>95,000</td> <td>90,000</td> <td>85,000</td> <td>80,000</td> <td>75,000</td> </tr> <tr> <td>西老春の家</td> <td>80,000</td> <td>75,000</td> <td>70,000</td> <td>65,000</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>北老春の家</td> <td>20,000</td> <td>40,000</td> <td>50,000</td> <td>55,000</td> <td>60,000</td> </tr> </tbody> </table> </div>			施設	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	東老春の家	95,000	90,000	85,000	80,000	75,000	西老春の家	80,000	75,000	70,000	65,000	60,000	北老春の家	20,000	40,000	50,000	55,000	60,000
施設	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度																						
東老春の家	95,000	90,000	85,000	80,000	75,000																						
西老春の家	80,000	75,000	70,000	65,000	60,000																						
北老春の家	20,000	40,000	50,000	55,000	60,000																						
主な課題	1	寝たきりや認知症高齢者等の要援護高齢者の増加を最小限におさえるため、また、健康で生き生きとした人生を送ってもらうための施策の拡充。																									
	2	高齢者の人口は増加しているが、老人福祉センターの利用者数が減少しているため、利用しやすい施設の整備が必要。																									
	3																										
施策の方向性	B	判断理由・コメント	高齢者福祉の充実については、必要な見直しを実施した。老春手帳優遇措置については、制度の継続のため、一定の見直しを行った。今後も更なる充実を図っていきたい。																								

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第2章 福祉のまちづくり

第4節 高齢者福祉

		担当部	保健福祉部																																			
施策名	2-4-2 介護保険制度の円滑な推進																																					
目的	被保険者が心身の状況やその置かれている環境等に応じて、自らの選択に基づき、適切な介護サービス及び福祉サービスを受けることができる。																																					
達成目標	介護予防システムを確立し、介護予防に取り組むことにより、要介護状態になることを予防する。																																					
	心身の状態や環境に応じた介護サービスを受けることにより、要介護状態・要支援状態の軽減または悪化の予防を図る。																																					
概要	<p>介護保険制度は施行から9年が経過し、利用は年々増加している。介護サービスには訪問介護、通所介護などの居宅サービス、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービス、介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの施設サービスなどで構成されています。高齢化の進行に伴い介護を必要とする人の増加が予測され、居宅サービスについては民間事業者の事業参入により供給が不足するものは見られないが、施設サービスについては介護保険事業計画に基づき整備を図る。また、介護予防の推進と、地域包括ケア体制の充実を図るため、地域支援事業で介護予防に関する知識や情報の普及啓発にかかる事業を実施しています。</p>																																					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>要介護認定者数</th> <th>居宅サービス利用者</th> <th>地域密着型サービス利用者</th> <th>施設サービス利用者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16. 3</td> <td>9,559</td> <td>6,416</td> <td></td> <td>1,533</td> </tr> <tr> <td>H17. 3</td> <td>10,105</td> <td>7,299</td> <td></td> <td>1,627</td> </tr> <tr> <td>H18. 3</td> <td>11,272</td> <td>7,846</td> <td></td> <td>1,679</td> </tr> <tr> <td>H19. 3</td> <td>11,321</td> <td>7,141</td> <td>452</td> <td>1,825</td> </tr> <tr> <td>H20. 3</td> <td>11,576</td> <td>7,369</td> <td>510</td> <td>1,911</td> </tr> <tr> <td>H21. 3</td> <td>11,925</td> <td>7,656</td> <td>541</td> <td>1,912</td> </tr> </tbody> </table>		要介護認定者数	居宅サービス利用者	地域密着型サービス利用者	施設サービス利用者	H16. 3	9,559	6,416		1,533	H17. 3	10,105	7,299		1,627	H18. 3	11,272	7,846		1,679	H19. 3	11,321	7,141	452	1,825	H20. 3	11,576	7,369	510	1,911	H21. 3	11,925	7,656	541	1,912
	要介護認定者数	居宅サービス利用者	地域密着型サービス利用者	施設サービス利用者																																		
H16. 3	9,559	6,416		1,533																																		
H17. 3	10,105	7,299		1,627																																		
H18. 3	11,272	7,846		1,679																																		
H19. 3	11,321	7,141	452	1,825																																		
H20. 3	11,576	7,369	510	1,911																																		
H21. 3	11,925	7,656	541	1,912																																		
主な課題	1	特定高齢者の介護予防教室への参加促進と介護予防事業の充実を図る必要がある。																																				
	2	介護保険制度の啓発を充実する必要がある。																																				
	3																																					
施策の方向性	B	判断理由・コメント	介護保険の調査・認定業務については、法定の業務であるため。また、介護予防は今後特に重点をおいて行う必要があるため。																																			

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。 [B]施策を継続実施する。 [C]施策を縮小する。 [D]施策を抜本的に見直す。

第2章 福祉のまちづくり

第5節 障がい者・児福祉、第6節 保健・医療・衛生

担当部	保健福祉部
-----	-------

施策名	2-5-1 障がい者・児福祉の充実 2-6-3 精神保健福祉の充実		
目的	障がい者・児が家庭や地域で健常者と同じように日常生活をおくることができるノーマライゼーションの理念が定着した社会が確立されている。		
達成目標	【障がい者・児福祉の充実】		
	保健・医療の充実、在宅生活の支援、就労の促進、啓発・広報の推進、スポーツ・文化活動の振興		
	【精神保健福祉の充実】		
達成目標	福祉的就労から一般就労への移行人数を1人から5人に増加させる。		
	自立支援居宅介護利用者数を100人まで増やす。		
概要	<p>平成18年の障害者自立支援法施行後、策定された奈良市障がい者福祉基本計画のノーマライゼーションの理念、リハビリテーションの理念を基本にすべての人々が互いに尊重しあい、安心して暮らすことができる地域社会をめざし、障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、様々な施策を実施しています。介護を必要とする障がい者に入浴、排せつ、食事の介護を提供する「生活介護」や一般企業での就労が困難な障がい者に働く場の提供や必要な訓練をする「就労継続支援」、住まいの場としての「施設」への入所や「ケアホーム」や「グループホーム」への入所、ヘルパーを利用する「居宅介護」などの『障害福祉サービス』や移動が困難な障がい者に支援をする「移動支援事業」や障がい者や家族、介護者からの様々な相談に応じる「相談支援事業」などの『地域生活支援事業』を実施しています。</p>		
主な課題	1	障がい者の多様なニーズや相談に応えるため、地域自立支援協議会の各部会の役割や業務について整理し、その機能が十分発揮されるような組織づくりが必要。	
	2	就労機会が増えてはいるが、就労の場の確保（一般企業だけでなく公的機関を含む）と障害特性に合った就労形態の確保が必要。	
	3	住居の確保（公営住宅の障がい者優先枠の拡大等）、市内全域への相談支援体制の確保	
施策の方向性	B	判断理由・コメント	障害福祉基本計画を見直し、地域自立支援協議会と共に障がい者の「地域生活」への移行や「就労」の支援体制を充実させ、引き続き事業を充実させる。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第2章 福祉のまちづくり

第6節 保健・医療・衛生

担当部 市民生活部

施策名	2-6-1 医療体制の充実																																						
目的	安心して適切な医療を受けられる医療体制を確立																																						
達成目標	公的病院として市民のニーズが高い救急医療、小児科、産婦人科の充実及びガン対策の充実強化																																						
	休日夜間における救急患者の医療不安の解消																																						
	東部地域での医療確保																																						
概要	<p>市立奈良病院は、公的病院の役割として市民のニーズが高い救急医療の充実、小児科・産婦人科の充実及びガン対策等の強化を図っている。</p> <p>奈良市休日夜間応急診療所は、一般の医療機関で診療を行っていない休日や夜間における応急的な状況に対応している。</p> <p>田原・柳生・都祁・月ヶ瀬診療所は、医療機関の少ない東部地域の医療提供に努めている。</p>																																						
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>単位(人)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立奈良病院</td> <td>患者数</td> <td>234,884</td> <td>255,564</td> <td>261,005</td> </tr> <tr> <td>田原診療所</td> <td>患者数</td> <td>2,809</td> <td>2,047</td> <td>1,894</td> </tr> <tr> <td>柳生診療所</td> <td>患者数</td> <td>3,439</td> <td>2,724</td> <td>4,089</td> </tr> <tr> <td>月ヶ瀬診療所</td> <td>患者数</td> <td>7,587</td> <td>7,873</td> <td>7,463</td> </tr> <tr> <td>都祁診療所</td> <td>患者数</td> <td>13,248</td> <td>12,883</td> <td>11,735</td> </tr> <tr> <td>休日夜間応急診療所</td> <td>患者数</td> <td>7,244</td> <td>6,672</td> <td>6,960</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	単位(人)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	市立奈良病院	患者数	234,884	255,564	261,005	田原診療所	患者数	2,809	2,047	1,894	柳生診療所	患者数	3,439	2,724	4,089	月ヶ瀬診療所	患者数	7,587	7,873	7,463	都祁診療所	患者数	13,248	12,883	11,735	休日夜間応急診療所	患者数	7,244	6,672	6,960
事業名	単位(人)	平成18年度	平成19年度	平成20年度																																			
市立奈良病院	患者数	234,884	255,564	261,005																																			
田原診療所	患者数	2,809	2,047	1,894																																			
柳生診療所	患者数	3,439	2,724	4,089																																			
月ヶ瀬診療所	患者数	7,587	7,873	7,463																																			
都祁診療所	患者数	13,248	12,883	11,735																																			
休日夜間応急診療所	患者数	7,244	6,672	6,960																																			
主な課題	1	新病院建設に向けて、ハード面だけでなくソフト面も含めて、更なる医療体制の充実を図っていく。																																					
	2	奈良市休日夜間診療所の狭隘、老朽化の対応について検討すると共に、いわゆる空白時間帯の解消が必要である。																																					
	3	田原・柳生・都祁・月ヶ瀬診療所については、患者数の減少傾向にあるが、地域の適切な医療提供が必要である。																																					
施策の方向性	A	判断理由・コメント	医療に対する市民の意識は高く、そのニーズに応えるため、ハード面・ソフト面において更なる充実強化を図っていく。																																				

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。 [B]施策を継続実施する。 [C]施策を縮小する。 [D]施策を抜本的に見直す。

第2章 福祉のまちづくり

第6節 保健・医療・衛生

担当部	保健所
-----	-----

施策名	2-6-2 市民の健康の保持と増進										
目的	感染症予防、疾病の早期発見・治療、育児不安の軽減										
達成目標	感染症予防の知識の普及・啓発の機会を増やし、発生数減数に努める。										
	HIV抗体検査が受けやすい機会を増やし受診者数増加を図る。										
	難病在宅推進ネットワーク会議を開催し、関係機関の強化と支援システムの構築を図る。										
	生活習慣病予防のため基本健康診査の充実を図る。										
概要	安心して子育てができるよう乳幼児健診の充実を努める。										
	<p>感染症予防対策については、動向調査により疾患の流行を早期に探知し、疫学調査・二次感染防止の指導等、迅速に対応している。その結果、患者発生数は、概ね減少している。エイズ対策については、HIV抗体検査を感染不安者の利便性を考え月2回即日検査を実施している。その結果、受診者数は概ね増加している。難病在宅推進ネットワーク会議は、19年度から3年計画で関係機関との連携を図り患者支援体制作りを進めている。</p> <p>基本健康診査の受診率は50%を超える率で推移していたが、医療保険制度改革により20年度から保険者が実施する特定健康診査に移行した。4か月児健康診査については高い受診率で推移しており継続実施していく。</p>										
<p>奈良市保健所HIV検査受診者数</p> <table border="1"> <caption>奈良市保健所HIV検査受診者数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受診者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>310</td> </tr> </tbody> </table>				年度	受診者数	平成18年	180	平成19年	220	平成20年	310
年度	受診者数										
平成18年	180										
平成19年	220										
平成20年	310										
主な課題	1	効果的な感染症予防啓発を模索して二次感染や集団感染を防止する。									
	2	健診の必要性の周知するとともに、受診者の利便性や育児不安軽減のため登録医療機関の増加と健診内容・質の維持向上に努める。									
	3										
施策の方向性	B	判断理由・コメント	市民の多様化、高度化する健康ニーズに的確に対応するため、市民の生命や安全を守る対策として疾病や感染症について法的根拠に基づいた予防事業及び乳幼児から成人まで、生涯を通じた健康づくりを推進していき、このままの施策を継続し質の向上に努めたい。								

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第2章 福祉のまちづくり

第6節 保健・医療・衛生

担当部	保健所
-----	-----

施策名	2-6-3 精神保健福祉の充実																		
目的	精神障がい者に対する啓発研修の市民参加人数を増加させることにより、精神障がいに対する正しい知識の普及を行い精神障がい者に対する偏見をなくす。																		
達成目標	精神障がいに対する啓発研修の市民参加人数を300人まで増やす。																		
概要	<p>精神保健福祉家族教室は、統合失調症患者の家族を対象に、精神障がいに対する正しい知識を提供し、家族が抱えている問題を解決する力を身につけることを目的に開催している。平成20年度は1クール4回で延べ93人の参加があった。アルコール関連問題対策として定期勉強会や市民大会を実施している。専門医療機関、市保健所、患者会の3者が連携を取り、酒害の予防とアルコール関連問題の普及啓発を目的に開催している。平成20年度は定期勉強会に77人、市民大会には66人の参加があった。</p> <table border="1" data-bbox="284 996 1141 1529"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>精神保健福祉家族教室</th> <th>アルコール関連問題対策</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>①精神疾患家族教室125人 (1クール4回を2回実施、計8回実施) ②酒害家族教室64人(7回実施) 計189人</td> <td>64人</td> <td>253人</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>①統合失調症家族教室58人 (1クール3回実施) ②アルコール依存症家族教室9人(1 クール3回実施) 計67人</td> <td>98人</td> <td>165人</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>統合失調症家族教室93人 (1クール4回実施)</td> <td>143人</td> <td>236人</td> </tr> </tbody> </table>			年度	精神保健福祉家族教室	アルコール関連問題対策	合計	18	①精神疾患家族教室125人 (1クール4回を2回実施、計8回実施) ②酒害家族教室64人(7回実施) 計189人	64人	253人	19	①統合失調症家族教室58人 (1クール3回実施) ②アルコール依存症家族教室9人(1 クール3回実施) 計67人	98人	165人	20	統合失調症家族教室93人 (1クール4回実施)	143人	236人
年度	精神保健福祉家族教室	アルコール関連問題対策	合計																
18	①精神疾患家族教室125人 (1クール4回を2回実施、計8回実施) ②酒害家族教室64人(7回実施) 計189人	64人	253人																
19	①統合失調症家族教室58人 (1クール3回実施) ②アルコール依存症家族教室9人(1 クール3回実施) 計67人	98人	165人																
20	統合失調症家族教室93人 (1クール4回実施)	143人	236人																
主な課題	1	精神障がい者を支えるボランティア育成																	
	2	精神障がい者の保健福祉事業における障がい福祉課との連携強化																	
	3																		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	精神保健福祉の充実のために施策を継続実施する																

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第2章 福祉のまちづくり

第6節 保健・医療・衛生

担当部	保健所
-----	-----

施策名	2-6-4 保健・医療の拠点施設の整備		
目的	乳幼児から高齢者まで全ての市民が、安心して健康的な生活が送れると感じているまちである。		
達成目標	保健所等複合施設の建設		
	保健所併設施設の内容の充実整備		
概要	<p>平成20年12月議会の承認を経て、奈良市保健所等複合施設建設工事を行っている。施設規模は地下1階地上9階塔屋1階で、保健所・保健センター・(仮称)環境衛生検査センター及び教育センター等から成る複合施設である。健康保持・増進及び予防医療等、多様化する市民のニーズに対応できる施設整備のため、平成22年11月を竣工予定として建設を進めている。</p>		
主な課題	1	予算節減を図りながら、必要な機能を備えた設備の整備。	
	2	施設の備品の充実を図るための予算確保	
	3	利用者の利便性を図るための施設管理体制の確立	
施策の方向性	B	判断理由・コメント	<p>保健所施設の整備は、市民の健康な生活を守るため重要な施策であり、市民意識調査においても、その重要性を認める声が表れていると考える。今後、市民のニーズに応える保健所機能を整備することにより、満足度の高い保健医療サービスを提供する必要がある。</p>

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第2章 福祉のまちづくり

第6節 保健・医療・衛生

担当部	市民生活部
-----	-------

施策名	2-6-5 生活・環境衛生の向上と増進		
目的	火葬場・墓地等の環境衛生施設を整備し、市民が快適で健康的な生活環境を確保する。		
達成目標	新火葬場の早期建設		
	現火葬場の整備改修		
	市営墓地の整備改修		
	公園墓地の新設を推進		
概要	<p>新火葬場建設については、昨年8月末に建設候補地の白紙撤回に関する請願書が提出され厚生委員会において審査されたが本年7月末の議員の任期満了により審議未了となったが、地元住民の思いや事業経費など総合的に勘案し、市域全域を対象に別の候補地も選考し、早急に建設候補地を確定をしていく。</p> <p>現火葬場については、施設の老朽化により点検整備に多額の経費を費やしている。また、火葬炉数の不足等から市外火葬施設の使用件数及び遺体保管件数は年々増加傾向である。</p> <p>市営墓地の整備については、擁壁、法面、階段等の改善を行っている。</p> <p>公園墓地の新設については、平成20年度に中核市、県下各市における市営墓地の設置に至る状況及び現況調査を実施し、今年度は本市が実施の市民意識調査で墓地に対する意識を把握するための調査を行っている。</p>		
主な課題	1	新火葬場建設候補地の確定	
	2	市営墓地の整備改善	
	3		
施策の方向性	A	判断理由・コメント	<p>新火葬場の建設候補地を早急に確定し、測量等の現地調査を行っていく。公園墓地の新設については、昨年度実施した他都市の市営墓地の状況調査や今年度実施している市民の墓地に対する意識調査の結果を基に奈良市としての方向性を定める。また、市営墓地の整備については、年次的に改善を行っていく。</p>

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第2章 福祉のまちづくり
第6節 保健・医療・衛生

担当部	保健所
-----	-----

施策名	2-6-5 生活・環境衛生の向上と増進																																						
目的	市民が生活衛生上、安全な生活をおくることができる。																																						
達成目標	食の安全・安心を確保することによる市民の健康保護 環境衛生関係施設の適正な衛生基準を確保することによる市民の健康保護及び生活環境の向上 動物の適正飼養の普及啓発による危害の防止																																						
概要	<p>市民の健康保護及び生活環境向上のため、食品関係営業施設において、平成20年度実績で約5000件の立入検査や定期的な食品の収去検査等の監視指導を行い、環境衛生関係施設においても約300件の立入検査等の監視指導を行った。その他、「まちかどトーク」や各種PR活動等を実施し、食の安全等意識向上の啓発活動にも取り組んだ。又、動物の愛護及び管理を推進するため、動物の保護・捕獲・個別の指導や狂犬病集合注射事業を実施し、様々な機会をとらえて広報活動等にも取り組んだ。これらの取り組みにより営業施設等の設備改善や市民の意識向上等の成果は見られたが、まだ十分とは言えず今後も監視指導や広報活動等に努める必要がある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="188 1025 758 1505"> <p>【食品衛生施設数と指導件数】</p> <table border="1"> <caption>【食品衛生施設数と指導件数】</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>施設数</th> <th>指導件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16</td> <td>7,500</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>7,500</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>10,000</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>10,000</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>10,000</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="810 1025 1380 1505"> <p>【犬の登録件数と狂犬病予防注射数】</p> <table border="1"> <caption>【犬の登録件数と狂犬病予防注射数】</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>登録数</th> <th>注射済数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16</td> <td>11,000</td> <td>8,500</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>12,000</td> <td>9,500</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>13,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>13,500</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>14,000</td> <td>11,000</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>			年度	施設数	指導件数	16	7,500	6,000	17	7,500	4,500	18	10,000	4,500	19	10,000	4,500	20	10,000	5,000	年度	登録数	注射済数	16	11,000	8,500	17	12,000	9,500	18	13,000	10,000	19	13,500	10,000	20	14,000	11,000
年度	施設数	指導件数																																					
16	7,500	6,000																																					
17	7,500	4,500																																					
18	10,000	4,500																																					
19	10,000	4,500																																					
20	10,000	5,000																																					
年度	登録数	注射済数																																					
16	11,000	8,500																																					
17	12,000	9,500																																					
18	13,000	10,000																																					
19	13,500	10,000																																					
20	14,000	11,000																																					
主な課題	1	一般消費者と食品事業者がともに食の安全に対する意識を高めていける啓発・指導活動の推進																																					
	2	環境衛生関係施設の適正な衛生水準を確保するための監視指導の充実																																					
	3	動物の愛護及び飼い犬・飼いねこの適正飼養の普及啓発の強化																																					
施策の方向性	B	判断理由・コメント	環境衛生の保持・向上は市民生活の基盤を支える重要な施策であり、市民意識調査でもその重要性について大幅な意識改革を達成できたと考える。しかし、その一方で満足度調査ではその評価を下げ、課題の残る調査結果となった。本施策に係る各事業は薬剤散布を除いてすべて法定受託事務若しくは義務的自治事務であり、今後も良好な生活衛生環境の保持と、満足度の向上を目指して事業を継続していく必要がある。																																				

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章

環境保全と安心・快適なまちづくり

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第1節 環境保全

		担当部	企画部																					
施策名	3-1-1 環境の保全啓発、環境保全行動の推進																							
目的	世界遺産をはじめ貴重な歴史的・文化的遺産を守り、豊かな環境を将来世代に引き継いでいく。																							
達成目標	環境保全行動の推進を図る。																							
	環境情報の提供を充実する。																							
	環境教育の推進を図る。																							
概要	<p>地球温暖化対策庁内実行計画の20年度実績は現在分析中ではありますが、なお一層の温室効果ガスの削減に向け、平成18年度を基準年度とし新たに3%の削減目標を掲げた「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画(第2次)」に基づき温室効果ガスの削減に引き続き取り組んでいます。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成20年6月に改正され、中核市が市域全域を対象とした策定が義務付けられたことにもなっており、「地球温暖化対策実行計画」の策定が求められています。さらに、平成11年3月に策定された「奈良市環境基本計画」は、21世紀半ばを目指した長期的な計画ですが、着実な進展を図るために2010年度を目標年度としており、環境を取り巻く状況が激動する中、これに対応するため基本計画の改定が必要となっています。</p> <p style="text-align: center;">市地球温暖化対策庁内実行計画実績一覧表(平成15年度～平成19年度)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H13 (基準年度)</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温室効果ガス排出量</td> <td>54,726</td> <td>54,420</td> <td>55,098</td> <td>55,244</td> <td>51,470</td> <td>50,369</td> </tr> <tr> <td>基準年度に対する増減率</td> <td></td> <td>-0.56%</td> <td>0.68%</td> <td>0.95%</td> <td>-5.90%</td> <td>-8.0%</td> </tr> </tbody> </table>				H13 (基準年度)	H15	H16	H17	H18	H19	温室効果ガス排出量	54,726	54,420	55,098	55,244	51,470	50,369	基準年度に対する増減率		-0.56%	0.68%	0.95%	-5.90%	-8.0%
	H13 (基準年度)	H15	H16	H17	H18	H19																		
温室効果ガス排出量	54,726	54,420	55,098	55,244	51,470	50,369																		
基準年度に対する増減率		-0.56%	0.68%	0.95%	-5.90%	-8.0%																		
主な課題	1	地球温暖化対策推進法の改正により新たに市域全体の温室効果ガス削減計画の策定が義務化された。今後、関係機関や市民の参加により実施計画の策定を行い温室効果ガスの削減に向け取り組む必要がある。																						
	2																							
	3																							
施策の方向性	A	判断理由・コメント	地球温暖化対策は、行政のみならず市民・NPO・事業者等の連携・協働により実施し、積極的な温室効果ガスの削減に取り組むことが必要である。																					

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。 [B]施策を継続実施する。 [C]施策を縮小する。 [D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第1節 環境保全

		担当部	企画部
施策名	3-1-2 環境監視体制の充実、発生源対策の推進		
目的	世界遺産をはじめ貴重な歴史的文化遺産を守り、豊かな環境を将来世代に引き継いでいく。		
達成目標	監視・調査体制の整備を図る。		
	事業所等に対する監視・立入り指導を推進し、公害の未然防止		
概要	<p>環境基準の達成項目では大気中の光化学オキシダントの1項目、河川2地点での生物化学的酸素要求量及び湖沼の化学的酸素要求量並びに環境騒音の夜間での1地点が未達成となった。地下水、ダイオキシン類については、環境基準を達成している。</p>		
主な課題	1	他課や関係機関との連絡や共同歩調をはかり、水質の改善に取り組む。	
	2	本川に影響を及ぼす支川等の調査及びモニタリングの実施	
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	市民の生活環境の保全のため、環境の常時監視及び事業場等への立入、検査、苦情に伴う指導を推進し、公害の未然防止に努める。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第2節 環境清美

担当部	環境清美部
-----	-------

施策名	3-2-1 ごみの適正処理体制の整備																							
目的	資源の消費が抑制され環境への負荷の低減が図られた循環型社会の形成を推進できる																							
達成目標	ごみ処理の責任分担及び負担の明確化の為、適正処理体系を確立する(企画総務課)																							
	循環型社会形成推進を図るための一般廃棄物中間処理施設の整備(施設課・環境清美工場)																							
	最終処分場施設の整備(土地改良清美事務所)																							
概要	<p>一般廃棄物処理計画等を策定し、適正な処理体系の確立を行い、且つ一般廃棄物の中間処理施設及び最終処分場を整備をしていく。現状、消費文化の量的、質的な変化により廃棄物の多様化傾向にあるなか、適正処理困難物、有害危険物等の適正処理システムの確立が必要である。一般廃棄物の中間処理施設としての環境清美工場においては、ごみを安全・安心かつ衛生的に処理し、環境負荷の少ない中間処理施設の運転管理を行う。現在のごみ焼却施設は、稼働後既に24年以上を経過し老朽化していると共に、周辺住民から公害調停が申し立てられ、平成17年12月にごみ焼却施設の移転建設を趣旨とした調停条項の締結にいたりました。これを受け、平成18年2月から「奈良市ごみ焼却施設移転計画策定委員会」を設置して、移転候補地の選定などについて協議・検討を進めています。一般廃棄物最終処分場は、南部土地改良清美事業、奈良阪緊急時最終処分場の2箇所で焼却灰等を適正に処理している。</p>																							
	<table border="1"> <caption>焼却対象量 (t)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>焼却対象量 (t)</th> <th>目標値 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17</td> <td>100,000</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>100,000</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>100,000</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>100,000</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>100,000</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>100,000</td> <td>25,000</td> </tr> </tbody> </table>		年度	焼却対象量 (t)	目標値 (t)	H17	100,000	25,000	H18	100,000	25,000	H19	100,000	25,000	H20	100,000	25,000	H21	100,000	25,000	H22	100,000	25,000	※但し、H21年度・H22年度は、目標値
年度	焼却対象量 (t)	目標値 (t)																						
H17	100,000	25,000																						
H18	100,000	25,000																						
H19	100,000	25,000																						
H20	100,000	25,000																						
H21	100,000	25,000																						
H22	100,000	25,000																						
主な課題	1	循環型社会の形成を促進し、省資源・環境保全の観点に立った総合的なごみ処理施策を進める																						
	2	中間処理施設としての現環境清美工場を維持管理し、新工場の建設計画を検討する。																						
	3	環境への負荷低減には、ごみの適正処理体制の整備は有効であると考えられる。																						
施策の方向性	B	判断理由・コメント	多様化するごみ・再生資源の分別を徹底し、中間処理施設(現工場)を適正な維持補修をする事により中間処理施設の延命を図るとともに最終処分場の環境保全・防災対策を行う必要がある。																					

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第2節 環境清美

担当部 環境清美部

施策名	3-2-2 ごみ減量・リサイクルの促進																
目的	生活環境の保全及び国民経済の健全な発展のために分別及び再資源化の促進を図る																
達成目標	ごみの減量化、資源化並びに適正処理の推進について、市民や事業所の協力を得て、ごみ減量を達成する 分別収集を推進し、リサイクルの促進により、ごみの減量が達成																
概要	市民や事業所に対し、3R活動(リデュース・リユース・リサイクル)を進め、ごみの減量化を促進している。 現状、平成20年度の一人1日当たりの排出量では、すでに目標値を達成しているが、焼却対象量の削減や再生利用率の増加については、今後も更なるごみ減量、リサイクルの推進を図る。																
	<table border="1"> <caption>1人1日当たり排出量 (g)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>排出量 (g)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17</td> <td>1111</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>1104</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>1083</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>1067</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>1107</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>1101</td> </tr> </tbody> </table>		年度	排出量 (g)	H17	1111	H18	1104	H19	1083	H20	1067	H21	1107	H22	1101	※但し、H21年度・H22年度は、目標値
年度	排出量 (g)																
H17	1111																
H18	1104																
H19	1083																
H20	1067																
H21	1107																
H22	1101																
主な課題	1	排出者責任・拡大生産者責任・ごみ処理責任を前提に3Rの推進による循環型社会の構築を目指す。															
	2																
	3																
施策の方向性	B	判断理由・コメント	循環型社会形成を推進するため、市民・行政・事業者のそれぞれが役割分担を果たし、3R施策を進め、ごみ減量、リサイクルの推進を図る。														

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第2節 環境清美

担当部	企画部
-----	-----

施策名	3-2-3 産業廃棄物の適正処理					
目的	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。 不適正処理の早期発見・未然防止を図る。 					
達成目標	産業廃棄物監視パトロールの強化 ----- 排出事業者等に対する産業廃棄物適正処理の推進 ----- 不法投棄事案の解決 ----- 野焼き中止の徹底指導 -----					
概要	3R(リデュース(排出抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用))という言葉が定着し、排出事業者の電子マニフェスト普及率も上がってきているが、まだまだ廃棄物処理に費用を掛けたくないという意識からか、不適正処理(不法投棄・野焼き等)が行われている。					
平成20年度 監視パトロール、苦情処理及び多量排出事業所立入件数						
	出勤日数 (日)	出勤か所 (か所)	不法投棄に対する指導等 (件)	野焼き行為に対する指導等 (件)	指導継続中	
					不法投棄	野焼き
監視パトロール	172	* 1,198	102	5	4	—
苦情処理	105	* 105	69	36	—	—
合計	277	1,303	171	41	4	—
* 延べ数						
主な課題	1	マンパワー(人員)が足りないのは確かだが、廃棄物に対する住民意識を高めることも必要である。				
	2					
	3					
施策の方向性	B	判断理由・コメント	地球に優しいエコ・3R等の取り組みが本格化してきている一方、まだまだ廃棄物の不適正処理は後を絶たず、排出事業者に対する指導・啓発や、監視パトロールに重点を置いた取り組みが継続して必要不可欠である。			

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第2節 環境清美

担当部	都市整備部
-----	-------

施策名	3-2-3 産業廃棄物の適正処理																				
目的	「建設リサイクル法」に基づき、特定の建設資材についてその分別解体等及び廃棄物の再資源化等義務付けすることで建設資材廃棄物のリサイクルを促進する。																				
達成目標	再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を行い循環型社会の実現を目指す。また法の周知、届出の啓発を行い、建設及び解体工事等に伴う建設リサイクルのパトロールを行う。																				
概要	<p>建設廃棄物は、産業廃棄物全体の排出量の約2割を占めており、建設工事現場からの建設廃棄物の排出量は、全国で8,300万トンに達しています。そこで、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称：建設リサイクル法）」が平成14年5月30日に施行され、コンクリート等の特定建設資材を用いた一定規模以上の工事については、工事着手の7日前までに届出を行い、特定建設資材廃棄物の基準に従って工事現場で分別し、再資源化等を行うことが義務付けられました。</p> <p>その結果、再資源化された建設副産物が利用され循環型社会を実現しつつあります。現状は、無届件数が減ってきており、法の周知・届出の啓発の効果が表れてきています。</p>																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>届出件数 (件)</th> <th>通知件数 (件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年度</td> <td>635</td> <td>183</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>654</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>697</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>614</td> <td>142</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>646</td> <td>127</td> </tr> </tbody> </table>		届出件数 (件)	通知件数 (件)	平成16年度	635	183	平成17年度	654	182	平成18年度	697	144	平成19年度	614	142	平成20年度	646	127
	届出件数 (件)	通知件数 (件)																			
平成16年度	635	183																			
平成17年度	654	182																			
平成18年度	697	144																			
平成19年度	614	142																			
平成20年度	646	127																			
主な課題	1	分別解体及び再資源化等の促進																			
	2	法の周知、届出の啓発																			
	3																				
施策の方向性	B	判断理由・コメント	より一層法の周知、届出の啓発を行い、分別解体等の無届物件をなくすよう指導強化する。																		

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第2節 環境清美

担当部	環境清美部
-----	-------

施策名	3-2-4 し尿の適正処理																
目的	環境保全に配慮した、適正な運営管理																
達成目標	汚泥に生ごみを加えて堆肥へリサイクルするし尿処理の施設を適正に運営管理し、緑地への還元を図る																
概要	<p>衛生浄化センターの適正な運営管理を行い、環境に配慮したし尿の処理をする。 現状、施設の堆肥生産能力と今後のし尿、浄化槽汚泥の搬入、処理量を勘案し、生ごみ受け入れ量の設定と分析しながら増量を図っている。</p>																
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <table border="1"> <caption>生ごみ資源化量 (t)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>資源化量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H17</td><td>65</td></tr> <tr><td>H18</td><td>63</td></tr> <tr><td>H19</td><td>65</td></tr> <tr><td>H20</td><td>77</td></tr> <tr><td>H21</td><td>153</td></tr> <tr><td>H22</td><td>182</td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="flex: 0.5; margin-left: 10px;"> <p>※但し、H21年度・H22年度は、目標値</p> </div> </div>			年度	資源化量 (t)	H17	65	H18	63	H19	65	H20	77	H21	153	H22	182
年度	資源化量 (t)																
H17	65																
H18	63																
H19	65																
H20	77																
H21	153																
H22	182																
主な課題	1	生ごみの調達場所、調達方法等に関してコスト面も考慮し、関連部署及び組織との調整、協議を要する															
	2	堆肥化施設の安定可動ができることが重要である															
	3	生ごみの施設への搬入方法の見直し															
施策の方向性	B	判断理由・コメント	汚泥と生ごみを堆肥化することにより、生ごみの中間処理量(焼却量)の減量を図るとともに、循環型社会の形成の推進からも有意義である。														

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第2節 環境清美

担当部	企画部
-----	-----

施策名	3-2-5 環境美化の推進
目的	市民や観光客等はポイ捨てのない国際文化観光都市としての快適な空間を得ることが出来る。
達成目標	ポイ捨ての防止を図る ----- ----- -----

概要

平成21年度に「奈良市ポイ捨て防止に関する条例」に基づく美化促進重点地域を拡大し、「奈良市路上喫煙防止に関する条例」の施行と一体的に清掃及び巡回啓発を実施するとともに、市民・観光客等のポイ捨て防止に関する意識を高めるよう街頭啓発を行い、まちの美観の維持増進に努めている。



主な課題	1	ポイ捨て・路上喫煙をなくすため市民、観光客等の周知・啓発を図ること。
	2	
	3	

施策の方向性	B	判断理由・コメント	まちの美化に向けてごみのポイ捨て防止の強化を図るとともに、路上喫煙は安全・安心の観点からも多くの市民・観光客等にとって迷惑行為であるため、これらの防止に向けて更なる周知・啓発が必要である。
--------	---	-----------	--

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第2節 環境清美

担当部	市民活動部
-----	-------

施策名	3-2-5 環境美化の推進		
目的	環境美化に対する市民意識の向上を図り、清潔で快適なまちづくりを推進する。		
達成目標	アダプトプログラム推進事業として、地域の団体のボランティアによる身近な公共空間である道路、公園、河川等の公共施設の美化活動を支援することにより、緑あふれる美しいまちづくりを推進するとともに、市民の美化意識の向上及び地域コミュニティの再生を促進する。		
概要	<p>平成20年6月から、地域の身近な公共空間の美化活動を行う美化ボランティア団体を募集し、平成20年度は29団体の登録があった。平成21年度は、4月から美化ボランティア団体の募集を行っており、9月1日現在で計45団体がアダプトプログラム推進事業で美化活動を行っている。</p> <p>また、活動団体のうち希望する団体には団体の名称等を記載したサインボードを設置したり、活動の状況をお知らせする「アダプトだより」を年数回発行して美化活動の啓発を行っており、徐々に市内いろいろなところにこの取り組みが広がり、地域のつながりが形成されつつある。</p>		
主な課題	1	各所管課との連携	
	2	ボランティア精神の退化にならないような市の支援策	
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	身近な公共空間を、市民自ら環境美化を推進する地域づくりを進めることが重要

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第2節 環境清美

担当部	環境清美部
-----	-------

施策名	3-2-5 環境美化の推進		
目的	不法投棄ごみの減少により、清潔で安心・快適なまちになる。		
達成目標	環境美化活動の推進		
	一般廃棄物の不法投棄規制強化		
概要	<p>不法投棄多発地帯にセンサー(人感ライト及び人感スピーカー)を設置している。(15ヶ所) センサー設置場所における不法投棄は、減少している。 また、不法投棄多発地帯をパトロールしており、市道部分については、道路管理者と共に、定期的に不法投棄ごみの回収を行っている。自治会等より要望があれば、不法投棄警告看板を渡し、設置をお願いしている。 しかし、不法投棄はまだ多く、今後もセンサーの設置は必要である。</p>		
主な課題	1	不法投棄多発地域の把握・センサー設置場所の選択	
	2		
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	家電リサイクル法・資源有効利用促進法等、法整備に伴い、また、今後、奈良市の家庭ごみの有料化に伴い、不法投棄の防止対策が重要になる。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第3節 土地利用計画

担当部	都市整備部
-----	-------

施策名	3-3-1 秩序ある土地利用の促進		
目的	保存と開発の調和を基本に市街化の動向や土地の自然条件のもと土地利用に一定の秩序を持たせ、全市にわたって計画的な土地利用を図る。		
達成目標	「都市計画マスタープラン」に基づき、地域ごとの土地利用や都市施設の整備を計画的に推進する。		
	社会経済情勢等の変化や地域特性などを考慮した区域区分の見直しを図る。		
	市街化区域では、良好な住宅地としての環境を保全する地区、また魅力ある商業地の形成を図る地区については、住民参加による地区計画制度を導入する。		
	住民が自主的に進める身近なまちづくりの支援		
概要	<p>都市計画区域内においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を形成するうえで成果を得てきた。今後も社会情勢や市民ニーズに対応した土地の有効利用を図る必要がある。また、住みよい魅力あるまちづくりの推進は、今日、市民のまちづくりへの参加がみられ、市民が積極的に参加できる魅力ある地域づくり活動を支援する必要がある。</p>		
主な課題	1	社会情勢や市民ニーズに対応した土地の有効利用を図っていく必要がある。	
	2		
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	秩序ある土地利用を図るため、計画的に業務を行う。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第3節 土地利用計画

担当部	都市整備部
-----	-------

施策名	3-3-2 適正な土地利用の確保		
目的	良好な住環境の維持保全を図ることにより、市民が安心快適な日常生活のもとで自己実現と社会経済活動に邁進できるまちであること。		
達成目標	法に基づく許認可行政が十分に機能しているとの安心感を市民に与える。		
概要	<p>開発・宅地造成等許可申請件数は横ばい基調であるが、市民・業者間のトラブルや行政への要望・苦情が増加し、土地利用の難易度の高い案件が多くなっているため、相談業務等にかなりの時間を要する。これらの事務量増加に対応するための人員配置、能力向上を期していかなければならない。</p> <p>良好な町並を形成するための地区計画制度及び周辺の環境に調和し安心して住める健全なまちづくりのための建築協定制度を積極的に推進しています。地区計画については、区域指定されれば直ちに条例化して実効性のあるものにし、建築協定については、住民に制度を説明して導入を進めています。</p>		
主な課題	1	事務事業を展開し、目的達成のために、職員の能力向上に取り組む。	
	2		
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	まちづくりの根幹を担う施策であり、申請件数はやや増加傾向にあるなか十分に機能していかなければならない。現行の体制で施策を継続実施すべきである。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第3節 土地利用計画

担当部	市民活動部
-----	-------

施策名	3-3-3 住居表示及び町界町名の整備促進											
目的	訪問者も含め住所が合理的で分かりやすい、日常生活が便利であると感じるまちづくり											
達成目標	住所が分かりにくくなっている区域の住所を合理化する。											
概要	<p>急激な宅地化の進行に伴い特に広大な面積を有する公称町の区域内において、また町界の錯綜などのため町名地番が混乱している区域内において、住所が極めてわかりにくい状態となり、市民生活に著しい支障をきたしていた。また、公称町名以外に多くの通称町名が存在し、その存在が住所のわかりにくさに拍車をかける一因となっていた。こうした住所の混乱を解消し、市民生活の向上と各種行政サービスの効率化を図るため、合理的でわかりやすい住所となるよう「法律に基づく住所の整備」を地元のみなさんの理解と協力を得ながら昭和40年から順次実施してきたが、住所の整備を必要とする公称町の区域及び町名地番の混乱している区域がまだ多く残っているのが現状である。</p> <p>平成21年4月1日現在</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>新設町</td> <td>住居表示</td> <td>230町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町界町名整備</td> <td>135町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>365町</td> </tr> </table>			新設町	住居表示	230町		町界町名整備	135町		小計	365町
新設町	住居表示	230町										
	町界町名整備	135町										
	小計	365町										
主な課題	1	住民の協力と理解が不可欠である。										
	2	戸籍の電算化の早期実現により、各種行政サービスの効率化を図れる。										
	3											
施策の方向性	B	判断理由・コメント	法蓮町や古市町など法律に基づく住所の整備が必要な町がまだ多く残っており、その他の町においても要望が寄せられている。									

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第3節 土地利用計画

担当部	市民生活部
-----	-------

施策名	3-3-4 地籍調査の推進		
目的	地籍の明確化により、税負担の不公平の是正並びに公共事業等経費の削減、土地利用、土地取引の円滑化が図れる。		
達成目標	計画的な事業の実施(小倉町全地区事業完了。針ヶ別所町一部現地調査完了)		
	実施地区における地元の協力体制づくり		
概要	<p>国土調査法に基づき、平成35年度を目途に土地の基本となる1筆1筆の土地について、その所有者、地目、地番、筆界を調査し、面積測量を行って地籍図及び地籍簿を作成する。なお、平成20年度末進捗率は47.4%となっている。</p>		
主な課題	1	全地区完了予定年度を平成35年度として事業を進めているが、現体制での進捗では更に長引くこととなり、体制強化により事業量を拡充し早期に完了する必要がある。	
	2		
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	土地精通者の高齢化が進む中、地元の協力を得ながら事業を推進し、平成35年全地区事業完了を目指す。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第4節 市街地整備

担当部	都市整備部
-----	-------

施策名	3-4-1 市街地整備の推進		
目的	市街地周辺部ではスプロール化を防止し、安全で秩序ある住宅地の形成を促進するため、整備手法等の検討を行い、土地区画整理事業、地区計画制度等の活用により計画的な市街地整備を図る。		
達成目標	土地区画整理事業等により、土地利用の合理的かつ効果的な活用を図る。 ----- ----- -----		
概要	<p>スプロール化を防ぎ、安全で快適に暮らしていける「まち」として、計画的な市街地の整備を推進していく必要がある。</p>		
主な課題	1	整備にはスピードが必要であるが、区域の事情・状況は様々であり、地権者とのコミュニケーションをとりながら進めていく必要がある。	
	2		
	3		
施策の方向性	A	判断理由・コメント	着手している事業の早期完成を図ることにより、安心・快適なまちづくりが実現する。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。 [B]施策を継続実施する。 [C]施策を縮小する。 [D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第5節 交通体系

担当部	企画部
-----	-----

施策名	3-5-1 交通渋滞の緩和、交通サービスの質的向上		
目的	安全で快適なまちづくりを目指すため、交通渋滞の解消や交通サービスの質的向上を目指す。		
達成目標	高速交通体系の整備		
	鉄道輸送力の増強		
	ひと・まち・環境にやさしい取組みの充実		
	交通渋滞の緩和		
	合併にともなう公共交通機関の整備		
概要	<p>①パークアンドライドの利用者は伸びておらず、駐車台数にも上限(少ない)があることから、奈良公園周辺の渋滞緩和に効果はあるものの有効な手段と言えないのが現状である。</p> <p>②生活路線バスは、合併時の地元要望として、旧2村と奈良市中心部を結び新市としての交流を促進するために運行しているが、利用者があまり増えていない。</p>		
主な課題	1	パークアンドライドの実施日を含めた再検討を行い、利用者の増加に努める必要がある。	
	2	生活路線バスは、乗降客の伸びが少なく、運行形態、経費等について、関係機関との調整が必要である。	
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	交通渋滞の緩和・公共交通機関の整備を図ることは、都市機能を高めることになり、快適なまちづくりに貢献する事業であるので継続して実施する必要がある。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第5節 交通体系

担当部	都市整備部
-----	-------

施策名	3-5-1 交通渋滞の緩和、交通サービスの質的向上		
目的	安心で快適なまちづくりをめざして、交通渋滞の緩和、交通サービスの質的向上を図る。		
達成目標	鉄道で分断された市街地を一体化する。 ----- ----- ----- -----		
概要	交通の円滑化、安全性の確保並びに地域の一体化を図るうえで弊害となっており、現在JR奈良駅付近において事業が進められている。平成20年度に関西線高架切替を完了し、平成22年春の桜井線高架運行に向け、今後も関係機関協力のうえ推進していく。		
主な課題	1	連続立体交差事業のスケジュールとの調整を図り、JR奈良駅周辺地区内での未整備地の利用計画を進める必要がある。	
	2		
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	都市基盤の整備は、市民生活・都市活動に資することから計画的に進める必要がある。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第6節 道路

担当部	都市整備部
-----	-------

施策名	3-6-1 道路整備の推進		
目的	広域道路網の整備を積極的に推進する。		
達成目標	京奈和自動車道の早期完成の推進を図る。		
概要	<p>京奈和自動車道は、国道24号の渋滞緩和等に寄与するとともに、既存の高速道路及び主要な国道とのネットワークが形成され、近畿大都市圏での時間短縮・拠点都市との連携が図られることから早期整備が望まれる。平成21年3月には京奈和自動車道大和北道路6.3kmが新規事業採択されました。また、(仮称)西大寺本町東線については、地元自治会の理解を得るまで事業の休止を考えている。</p>		
主な課題	1	地元協力及び必要な財源を確保する必要がある。	
	2		
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	道路網の整備により、地域の活性化が見込まれるため事業を推進する。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第6節 道路

担当部	建設部
-----	-----

施策名	3-6-1 道路整備の推進		
目的	道路としての機能を高め、快適な生活環境をつくり、市民の安全と地域の活性化を図る。		
達成目標	生活道路の新設・改良促進		
	都市計画道路の整備促進		
概要	<p>【生活道路の新設・改良促進】 市民生活に直結する生活道路の新設・改良を、地区連合会・自治会等の要望に基づき事業化を図っており、毎年30件以上もある要望すべてに対応できていないのが現状であります。現在進捗している主な路線は奈良阪川上線、あやめ池疋田線などで東部地域の活性化や市街地の渋滞緩和などに努めています。</p> <p>【都市計画道路の整備促進】 現在10路線について事業を行っている。その中において、三条線(上三条工区・三条工区)及び大和中央道(敷島工区)を重要路線と位置付け、用地買収の進捗に努めており、平成21年度には三条線の一部区間について工事着手し、整備の促進に努めている。</p>		
主な課題	1	要望は多いが事業用地の確保が困難	
	2	優先順位付けの充実	
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	道路整備に対する期待と要望が多く、現在事業中の道路事業を早期に完成しなければならない

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第6節 道路

担当部	建設部
-----	-----

施策名	3-6-2 都市景観の整備推進		
目的	電線類の地中化の促進		
達成目標	電線類の地中化と無電柱化の促進		
概要	<p>西ノ京周辺地区の電線地中化については、今年度に完成する目途が立っている。一方、ならまち周辺地区の電線類地中化については、道路幅員が狭いなど地下埋設物(合流式下水道・ガス・水道・地下式防火水槽等)が輻輳していることにより、電線類の地中化を実現できる空間がなく、物理的に施工困難な状況のため、電線類の美化事業を計画・実施する。平成21年度には現地調査を行い関係各社と協議を交え、美化工法について検討していく。</p>		
主な課題	1	景観形成を図るための地中化は電線事業者の同意が得られにくい	
	2	ならまち周辺は地中化のスペースがない	
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	ならまち周辺は、興福寺・元興寺を望む観光スポットでもあることから、景観の美化を図るため地中化に変わる手法を検討をする

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第7節 交通安全

担当部	企画部
-----	-----

施策名	3-7-1 交通安全対策の充実		
目的	交通事故のない安全で快適に暮らせるまちをめざすため、交通安全施設の充実、交通安全教育の推進など、安全運転意識の向上等人命を大切にする交通安全対策の充実を図る。また、駅前の美観や交通安全上の障害となる放置自転車対策に取り組む。		
達成目標	道路標識等の整備		
	交通安全教育の推進		
	放置自転車対策		
概要	<p>交通事故は減少傾向にあるが、高齢者の死亡事故の割合が高まっており、高齢者に対する交通安全思想の普及が課題となっている。放置自転車は、年々減少傾向にあるが、近鉄奈良駅周辺での駐輪場不足への対処が重要な課題となっている。</p>		
主な課題	1	放置自転車対策は長年実施しているが、放置自転車は後を絶たず、新たな施策の実施など見直しが必要と思われる。	
	2	交通安全思想の普及に長年取り組んでいるが、交通事故の大幅な減少には至っていない。	
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	放置自転車対策は、駐輪場の新規確保を含め長期的な視点で継続実施しなければならない。また、車社会がもたらす交通事故を防止するため、交通安全運動や交通安全教室は継続実施する必要がある。特に交通弱者である高齢者や子どもの交通事故防止は重要課題である。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第7節 交通安全

担当部	建設部
-----	-----

施策名	3-7-1 交通安全対策の充実		
目的	道路環境の整備		
達成目標	歩道空間と道路環境の整備		
	道路標識、防護柵等の充実		
概要	<p>道路の安全性、快適性を高めるため防護柵や標識板、路面表示など交通安全施設を地元自治会等の要望に応じて設置し、車や歩行者の安全な通行の確保を行っている。また、児童・生徒の安全を図るための通学路の整備にも努めている。</p> <p>今年度から、歩行者が安心して通行できる「安全安心のまちづくり」に取り組むため、市内の主要駅や公共施設周辺の歩道の実態調査を実施し、整備計画の策定に取り組んでいく。</p>		
主な課題	1	要望箇所が市道認定されていない箇所も多く、その調整が難しい	
	2		
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	安全・安心で快適に通行できる歩道整備が必要。また子どもたちが安全で安心して通園・通学できる交通安全施設の整備を進める。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第8節 住宅

		担当部	建設部
施策名	3-8-1 良好な住宅、住環境づくり		
目的	快適で安全で安心して住める良好な住宅、住環境づくり		
達成目標	既存市営住宅の改善、更新		
	狭小で老朽化した市営住宅の建替		
概要	<p>目的達成のため、事業実施は不可欠なものである。</p>		
主な課題	1	既存市営住宅の、総合的な改善、営繕が必要である。	
	2	市営住宅建替事業における事業実施期間、手法の再検討が必要である。	
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	市営住宅の改善・維持管理の充実、建て替え事業計画の再検討が必要である。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第9節 景観・自然環境

担当部	観光経済部
-----	-------

施策名	3-9-1 奈良らしい個性的な都市環境の形成																
目的	良好な自然環境を次世代へ継承するため、市民参加による森林保全、緑化の推進を図り、市民の潤いと安らぎのある生活を確保する。																
達成目標	自然公園・国定公園の整備																
	自然の環境の保護・育成																
	森林保全・緑化の推進																
概要	<p>森林保全、緑化の推進により自然環境に対する市民意欲の高揚を図る。また、巨樹等の調査、保存を行い、本市のもつ歴史的、文化的環境を確保しながら、市民参加のもと良好な自然環境を次世代に継承する。</p> <p>自然公園及び国定公園の整備については、自然公園法等による進達事務を行い、予算は伴わないが優れた自然の風景の保護に努め、市民とともに潤いと安らぎのある生活の確保を図る。</p> <p style="text-align: center;">巨樹保存樹指定一覧</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保存樹指定件数</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>			年 度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	保存樹指定件数	10	4	4	2	2	4
年 度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度											
保存樹指定件数	10	4	4	2	2	4											
主な課題	1	自然保護・育成の観点から、巨樹等の指定基準や保護方法の検討が必要である。															
	2																
	3																
施策の方向性	A	判断理由・コメント	森林浴等の癒しや、緑を大切にする機運が高まる中、巨樹・巨木について多くの関心が寄せられ、今後も継続実施する。														

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。 [B]施策を継続実施する。 [C]施策を縮小する。 [D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第9節 景観・自然環境

担当部	都市整備部
-----	-------

施策名	3-9-1 奈良らしい個性的な都市環境の形成		
目的	自然環境や歴史的景観を活かした愛着と親しみと誇りのもてる奈良らしい個性的な都市空間の形成を図ることが必要である。世界遺産リストに登録されたことでさらに美しいまちとするため、景観、自然環境の保全に関する法的規制や屋外広告物条例の規制により、総合的な都市景観整備の推進を図る。		
達成目標	1、景観・自然環境の保全・整備に向けた法的整備 2、歴史的風土の保存 3、風致地区の規制と指導強化 4、歴史的町並みの保全 5、屋外広告物等の規制と誘導		
概要	<p>景観法の施行により景観行政団体となった本市は、法に基づく景観計画を策定し、奈良の地域性を活かした実効性のある景観施策を展開していく必要がある。この景観計画はこれまでの屋外広告物条例による規制誘導施策や都市景観形成地区での建造物保存事業などと連動したもので、今後重要な眺望地点からの眺望景観の保全活用計画とも連携し、奈良市の景観施策の骨格になるものである。また、これからの景観づくりは許可・届出など規制誘導だけではなく、市民の参画により形づくられるものであり、景観意識の高揚をはかるため協働の方策検討が必要である。</p> 		
主な課題	1	既存景観形成地区の規制と補助制度の見直し	
	2	景観まちづくりの意識向上のための施策及び推進体制の検討	
	3	眺望景観の保全・活用計画の検討	
施策の方向性	A	判断理由・コメント	良好な景観の意義やその保全、育成の必要性を明確に位置付け、基準を具体化し実施に向けて取り組む。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第10節 公園・緑地

担当部	企画部
-----	-----

施策名	3-10-1 都市公園の整備・充実		
目的	豊かな自然に恵まれた環境の中で、多くの市民が利用できる施設整備を進める。		
達成目標	市内中ノ川地区の市有地整備による仮称市民憩いの森の建設の検討 ----- ----- -----		
概要	平成13年5月積水化学工業(株)より、奈良工場中ノ川移転を中止したため移転予定地に改めて整備することとなった、仮称市民憩いの森整備に要する経費の一部として、633,000千円の寄附金を受け、「奈良市民憩いの森整備事業基金」として積み立てた。しかし平成14年2月当時の市長が市民憩いの森整備事業の凍結を発表して以降、中ノ川地区の土地利用計画が定まっていない。平成20年度当該基金を取り崩し、水道局が積水奈良工場中ノ川移転準備に要した経費404,071千円を、水道企業会計に繰り出した。		
主な課題	1	土地有効利用の検討	
	2		
	3		
施策の方向性	D	判断理由・コメント	凍結されている事業を廃止し、中ノ川地区の土地利用方策を全庁体制で見直す必要がある。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第10節 公園・緑地

担当部	都市整備部
-----	-------

施策名	3-10-1 都市公園の整備・充実		
目的	市民に憩いの場を提供する。		
達成目標	都市公園の整備促進		
	都市公園の管理・運営の多様化		
	合併記念公園の建設		
概要	<p>都市公園の整備のうち、古市公園は21年度完成予定、鴻ノ池運動公園も25年度完成の計画で進めている。合併記念公園については、19年度に用地を確保し、20年度から施設整備を行い、平成23年度に供用開始の計画である。</p>		
主な課題	1	安全で緑豊かな住みよいまちづくりを推進する。	
	2	市民がより親しめる地域に根ざした公園づくりが必要である。	
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	緑豊かな住みよいまちづくりに向けた計画的な都市公園の整備とともに、市民等との共同による維持管理の充実が必要である。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第11節 河川・水路

担当部	建設部
-----	-----

施策名	3-11-1 治水対策・流域対策の促進		
目的	準用河川、普通河川の未改修部分の改善と流域対策整備事業を計画的に行い、浸水被害の解消を図る。		
達成目標	未整備の河川・水路の改修		
	集中豪雨時に浸水対策の原因となる危険な個所の改善。		
	河川・水路の整備状況調査の実施		
	環境衛生の向上の確立。		
概要	河川改修事業及び浸水対策事業を実施しており、被災区域の河川改修工事及び水路等の改良・バイパス等の整備工事を実施しています。改修等完了した箇所においては浸水被害は改善されています。		
主な課題	1	未整備の河川・水路の改修及び修繕。	
	2	浸水被害箇所の原因の調査・改善。	
	3	民間開発事業に対する調整池設置の指導と市による既存調整池の維持管理・パトロールの強化。	
施策の方向性	B	判断理由・コメント	今後も浸水被害が発生しないように引き続き努力を行う。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第12節 上水道

担当部	水道局
-----	-----

施策名	3-12-1 清潔でうまい水の安定供給
目的	将来にわたってライフラインとしての水道を維持しつつ、事業の透明性を確保し市民から信頼される水道を確立する。
達成目標	安心できる水道(水源流域の保全と水質管理の徹底) ----- 頼りになる水道(施設の整備更新と送配水システムの構築) ----- 喜ばれる水道(民間的経営手法の活用と効率的な運用による経営基盤の強化) ----- 環境に配慮する水道(省エネルギーの推進と環境への負荷低減) -----

概要

厚生労働省は、平成20年7月に水道ビジョン改訂版を発表すると共に、アセットマネジメント(資産管理)や水安全計画などを新たに示し、対応を指導している。本市は、拡張から更新維持管理の時代を迎えるなか、水道事業ガイドライン業務指標(137項目)を毎年試算して状況を把握すると共に、地域水道ビジョンとして平成18年度に策定し、アセットマネジメントの考え方も導入した「奈良市水道事業中長期計画」を実現するため、その実施計画の一つとして「奈良市水道事業送配水施設整備計画」を平成19年度から3カ年で策定中である。なお、現在水道事業は水源開発に係るダム建設事業の負担金が財政を圧迫していることから、第3次総合計画後期基本計画は優先度の高い施策の構成事務事業を選定し実施中である。

※水道事業ガイドライン業務指標(137項目)の試算結果は、水道局のホームページにて公表しています。(平成20年度の試算結果は後日公表します。)

指標名	単位	22年度目標値	実績					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
水質検査箇所密度	箇所/100km	14.2	13.2	13.2	14.2	14.2		
管路の耐震化率	%	12.5	10.8	11.2	11.3	11.6		
経常収支比率	%	104.8	103.7	104.3	105.4	108.3		
鉛製給水管率	%	49.6	54.3	53.1	52.2	51.2		
浄水発生土の有効利用率	%	100.0	100.0	100.0	71.0	100.0		

主な課題	1	水源開発に係るダム建設事業の負担金が財政を圧迫している。現状の料金で水道水を供給していくには、布目ダムの負担金が終了する平成26年度まで施設の保守等を密にして、できる限り事業の先送りや機器等の延命を図るなど、たゆまない経営努力が必要である。
	2	水道は一つの連続したシステムであり、全体として効果的に機能するためには、アセットマネジメントを積極的に導入して施設の整備や更新を計画的に行っていく必要がある。また、地震等災害に備えた水道施設の構築が必要であり、災害に強い水道システムづくりが不可欠であるが、水道事業経営になじまない経費については一般会計からの繰入が必要である。
	3	安全な水道水の供給は水道事業者の責務であることから、いつまでも安全で快適な水道水を供給できるよう水質検査の徹底はもちろん水源流域の保全にも取り組むと共に、水源から給水栓に至る全ての段階で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水安全計画を策定していく必要がある。

施策の方向性	A	判断理由・コメント	水道は市民生活や社会経済活動に欠かすことのできないものであり、将来にわたり安心で良質な水を安定して供給する責務がある。平成18年度に策定した「奈良市水道事業中長期計画」で、その将来像「信頼の水道 未来へつなぐライフライン」を目指し、各施策を拡充実施して、「うまい水」を供給していく。また、実施計画の一つとして「奈良市水道事業送配水施設整備計画」を策定中であり、この中で施策を明確化していくと共に、今後、次期総合計画策定に合わせて見直していくものとする。なお、水道は、市民の財産で、ライフラインであることから、22世紀に向けて水道の施設と文化を引き継いで行かなければならない。
--------	---	-----------	---

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第13節 簡易水道

担当部	市民生活部
-----	-------

施策名	3-13-1 簡易水道の健全経営の推進		
目的	安全で安心して飲める水を安定的に供給する。		
達成目標	簡易水道の健全経営の推進		
	簡易水道の地方公営企業法適用化の推進		
概要	<p>健全経営については、水道水の安定供給と水質管理の徹底及び施設管理の充実を図っている。また、地方公営企業法適用化については、水道局との間で法適用化の事務委託により事業移管に向けて下記事務を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、資産調査の評価、計上 2、未確定土地の確定業務 3、給水工事台帳の調査、作成業務 4、配水管布設図作成及びマッピングシステムの構築業務 5、水道料金オンラインシステム構築、事務所 6、その他 		
主な課題	1	料金体系が合併前のままであり、簡易水道料金と上水道料金の統一を検討する必要がある。	
	2	H22年(目途)に地方公営企業法適用化及び水道局へ移管を進めているが、21年度末の進捗率見込みは月ヶ瀬59.7%、都祁41.0%であり、作業量並びに財政面においても厳しい状況にあるので計画の見直しが必要となる。	
	3	維持管理体制が合併前の状況と変わっていないので、維持管理等の経費並びに管理業務の増大が懸念される。	
施策の方向性	B	判断理由・コメント	安定した水道水の供給は必要不可欠な事業であり、公営企業適用化業務については年次計画の見直しが必要である。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第14節 下水道

担当部	建設部
-----	-----

施策名	3-14-1 下水道の整備促進		
目的	市民の安全で快適な生活環境を確保する。		
達成目標	下水道の整備及び事業認可区域の拡大(計画的かつ効果的な整備 都市計画等と整合を図りつつ事業認可区域の拡大)		
	合流式下水道の改善(改善計画に基づく分水幹線の整備 増強管の整備)		
	東部地域の下水道整備(農業集落排水事業と地域の実情に応じ、浄化槽設置設置整備事業の推進)		
	下水道施設の質的向上(管渠などの耐震性の向上・降雨時のマンホール鉄蓋の安全性の確保)		
概要	適正な維持管理の実施及び効率化		
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度末の行政人口普及率は90.6%であるが、未整備地域の下水道整備を推進していく。 ・旧市街地で合流区域として整備した一部の地域において、浸水に対する安全性の向上を図るため、分水幹線等の浸水対策事業を順次行っている。 ・菟川などの水質改善対策として、平成16年度に合流式下水道改善計画を策定し、雨水バイパス管の整備等を進めている。 ・東部地域においては、農業集落排水事業と地域の実状に応じ、浄化槽設置整備事業補助制度により、下水処理施設整備を進めている。 ・下水道管、マンホール施設等の耐震性の向上や質的な改善で超寿命化を図るなど適正な維持管理を実施している。 		
主な課題	1	下水道の設置状況を再点検する。	
	2	下水道の設置と浄化槽設置事業との費用対効果を検討する。	
	3	下水道認可区域の再点検	
施策の方向性	B	判断理由・コメント	当該事業は、生活環境の改善及び水質保全の為、継続する必要がある。そのなかで、少ない経費で効果的な事業手法を検討し、コスト削減を図る必要がある。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第15節 防災・消防

担当部	市民生活部
-----	-------

施策名	3-15-1 総合的な防災対策の推進		
目的	災害から市民の生命と財産を守り被害の軽減を図る。		
達成目標	地域防災計画に基づく災害対応マニュアルの充実		
	情報収集・伝達体制の充実		
	地域の防災力の向上		
概要	<p>阪神淡路大震災以来、多くの災害対応の教訓から、被害の軽減(減災)に向けて自助、共助、公助 それぞれが連携することで、災害対応力を高めていくことが重要とされている。近年各地区の自主防災・防犯活動が活性化し災害時要援護者対策も進められています。近年各地で多くの大災害が起こる中、本市としても災害時に迅速・的確に対応するため訓練を通じて、職員の危機管理意識を高め、継続するとともに市民の皆様への情報伝達手段の整備が急がれます。このため、同報系無線等の導入に向け、20年度に防災行政無線整備調査研究を実施いたしました。21年度に基本設計及び実施設計を行い、以降年次的に設置を行っていきたい。</p>		
主な課題	1	住民への迅速で正確な情報伝達手段として同報系無線等の導入に向けての検討が急務である。	
	2	市の職員がより効果的に、あらゆる災害状況等に応じて、直ちに必要な体制へ移行するための訓練、研修を実施する。	
	3	自主防災組織未結成の地区については、単位自治会に組織結成に向けた支援が必要である。	
施策の方向性	A	判断理由・コメント	市民の皆様が不安なく暮らせる安全・安心のまちづくりは行政の原点であり、施策の拡充が重要である。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第15節 防災・消防

担当部	都市整備部
-----	-------

施策名	3-15-1 総合的な防災対策の推進																																																						
目的	既存建築物に対する耐震診断、耐震改修工事实施の普及を通じて、市民意識の向上と耐震化を促進する。																																																						
達成目標	建物の耐震化を促進することで、地震災害時における市民の安全と被害の軽減を図る。																																																						
概要	<p>東南海・南海地震及び奈良市域直下型地震による建築物の損傷、倒半壊を未然に防止するとともに、市民の生命及び財産を守るために、平成19年度に奈良市耐震改修促進計画を策定した。現在、この計画に基づき、市民へ建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及を図っていくために、昭和56年5月31日以前に建築された住宅や不特定多数の人が利用する特定建築物に対し、木造住宅では、耐震診断員の派遣や耐震診断費の補助、また、耐震改修工事費の補助を行い、特定建築物には、耐震診断費の補助を行い、既存の住宅や建築物の耐震化を総合的に促進しています。</p> <table border="1" data-bbox="413 1077 1270 1514"> <thead> <tr> <th></th> <th>木造住宅 一般診断</th> <th>木造住宅 精密診断</th> <th>特定建築物 耐震診断</th> <th>木造長屋住宅 等耐震診断</th> <th>木造住宅耐 震改修工事</th> <th>木造住宅小規模 耐震改修工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16・17年度</td> <td>65</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>50</td> <td>10</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>70</td> <td>8</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>7</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>86</td> <td>7</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成21年度 8月31日時点</td> <td>28</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>299</td> <td>26</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>21</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>							木造住宅 一般診断	木造住宅 精密診断	特定建築物 耐震診断	木造長屋住宅 等耐震診断	木造住宅耐 震改修工事	木造住宅小規模 耐震改修工事	平成16・17年度	65	-	-	-	-	-	平成18年度	50	10	-	-	4	-	平成19年度	70	8	-	-	7	3	平成20年度	86	7	-	-	7	0	平成21年度 8月31日時点	28	1	2	0	3	1	計	299	26	2	0	21	4
	木造住宅 一般診断	木造住宅 精密診断	特定建築物 耐震診断	木造長屋住宅 等耐震診断	木造住宅耐 震改修工事	木造住宅小規模 耐震改修工事																																																	
平成16・17年度	65	-	-	-	-	-																																																	
平成18年度	50	10	-	-	4	-																																																	
平成19年度	70	8	-	-	7	3																																																	
平成20年度	86	7	-	-	7	0																																																	
平成21年度 8月31日時点	28	1	2	0	3	1																																																	
計	299	26	2	0	21	4																																																	
主な課題	1	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及																																																					
	2																																																						
	3																																																						
施策の方向性	B	判断理由・コメント	地震災害から、市民の生命・財産を守るための施策として、耐震診断及び耐震改修工事の促進を図ることが重要である。																																																				

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第15節 防災・消防

担当部	建設部
-----	-----

施策名	3-15-1 総合的な防災対策の推進		
目的	災害時において被害が最小限である。		
達成目標	災害を未然に防ぎ住民の生活安全対策の確立。		

	確実な復旧対策の実施		

達成目標	急傾斜地崩壊危険個所の整備		
達成目標	-----		
概要	奈良県が主体となり急傾斜地崩壊対策事業を実施しており、奈良市ではその工事費の10%を負担しています。その工事内容は、もたれ擁壁や落石防止柵等の工事で、実施により崩壊等の危険に対する安全性は改善されています。		
主な課題	1	危険個所の整備。	
	2	住民への生活安全対策の確立。	
	3	復旧対策の実施。	
施策の方向性	B	判断理由・コメント	奈良県と十分な協議を行い危険個所の整備を進めること。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第15節 防災・消防

担当部	学校教育部
-----	-------

施策名	3-15-1 総合的な防災対策の推進										
目的	防災意識の高揚										
達成目標	子どもたちの防災に対する意識を高める。 ----- ----- -----										
概要	<p>各学校園では、計画的に避難訓練を実施したり、市防災センターの見学等を取り入れたりして、災害から自分の命を守り、身近な人を助ける自助・共助の重要性を周知し、災害による被害を小さくする(減災)ため、防災教育に取り組んでいる。</p> <p>これにより、自然災害に対する正しい理解を持ち、地域住民と協働し、主体的に防災に取り組む人材育成を目指している。</p>										
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災訓練回数</td> <td>174</td> <td>153</td> <td>190</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※市立学校園数 109</p>				18年度	19年度	20年度	防災訓練回数	174	153	190
	18年度	19年度	20年度								
防災訓練回数	174	153	190								
主な課題	1	子どもたちが、日頃から防災に対する意識を持ち続けるために、防災教育に対する工夫が必要である。									
	2										
	3										
施策の方向性	B	判断理由・コメント	今後、防災教育に対する工夫をしていかなければならない。子どもたちの防災に対する意識を継続して高めていく必要がある。								

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第15節 防災・消防

担当部	消防局
-----	-----

施策名	3-15-2 消防・救急救助体制の充実		
目的	消防・救急・救助体制の充実強化を図り、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりを目指す。		
達成目標	消防組織体制の拡充		
	消防力の充実強化		
	予防消防の充実強化		
	救急体制の整備・充実		
	消防指令体制の整備・充実		
概要	<p>近年、豪雨災害・台風による災害の多発や、東南海・南海地震等の大規模な災害発生が危惧されており、更にインフラ施設の故障・事故、弾道ミサイル等の武力攻撃事態の懸念など社会情勢の変化に伴い、災害は複雑・多様化・大規模化の傾向にある。又少子高齢化と社会の急激な変貌により救急出場件数の増加・住宅火災においては高齢者等の逃げ遅れによる死傷者の占める割合が高くなってきている。このような消防情勢下、組織体制と消防力の充実強化のため、人員の確保と災害時における耐震性防火水槽の計画的な設置等、又災害(事故)発生時には、119番受信より現場到着時間の短縮により被害軽減を図り、救命率・人的被害の軽減のため市民に対する応急手当普及啓発や住宅火災警報器の設置推進を継続実施していかねばならない。</p>		
主な課題	1	救命率の向上のために、年次計画に基づく救急救命士養成や隊員のより高度な技術及び技能の習得のための教育訓練の強化、市民に対する応急手当普及啓発の推進が必要である。	
	2	高齢化社会の進展に伴う一人暮らしの高齢者対策や、地域防災力向上のための防災教育指導及び耐震性防火水槽の設置のための用地確保及び消防デジタル無線の整備が必要である。	
	3	災害現場における早期の被害軽減のため、迅速的確な情報収集と活動隊員の安全管理の確保、被害状況に応じた部隊の増強等下命する現場指揮命令体制の充実強化が必要である。	
施策の方向性	A	判断理由・コメント	市民の消防に対する重要度(期待感)は、意識調査からも年々高まる傾向が顕著に見受けられるため、現体制を基礎とし、市民からのあらゆる消防ニーズに応え行政サービスの満足度を得るためには、人員の確保を図りつつ組織体制及び消防力の充実強化しなければならず、施策の拡充が必要である。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第16節 地域の安全・安心

担当部	市民生活部
-----	-------

施策名	3-16-1 安全・安心なまちづくり		
目的	近年の犯罪増加に対する市民の不安を解消し、安全で安心できる地域社会を構築していくため、地域、警察、関係団体などが連携できる体制を整備する。これにより、近隣コミュニティの再生を図り、犯罪の少ない地域社会づくりをめざす。		
達成目標	「奈良市安全安心まちづくり条例」制定		
	「奈良市安全安心まちづくり基本計画」の策定		
	青色防犯パトロール導入		
概要	<p>ここ数年犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、振り込め詐欺などは頻発しており、市民の犯罪に対する不安感は依然として高い。現在、関係団体・関係機関が協力のもと、犯罪発生を出来るだけ減少するため啓発活動を展開しているが、より効果的な安全・安心で快適なまちづくりを進めていくためには近隣コミュニティの再生が必要である。</p> <p>平成20年度に策定された「奈良市安全安心まちづくり基本計画」に基づき、すべての市民が安全で安心して快適に生活することができる奈良市の実現を目標に、市民一人ひとりの防犯意識向上のための啓発活動を行ない、各地区の自主防災・防犯活動組織に交付金を交付し地域における自主的な活動の推進を図るなど、安全・安心で快適なまちづくりを推進している。</p>		
主な課題	1	基本計画に基づいた具体的な施策の推進体制について検討する必要がある。	
	2		
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	安全安心まちづくり条例の施行や基本計画の策定等により、安心安全で快適なまちづくりが進められているとはいえ、従来から実施している事業との連携により、より充実した安全安心なまちづくりのためには、継続が是非とも必要である。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第16節 地域の安全・安心

担当部	建設部
-----	-----

施策名	3-16-1 安全・安心なまちづくり		
目的	市民が夜間でも安全に安心して歩行ができ、やすらぎを与えるまちづくり。		
達成目標	街路灯の増設		
	街路灯の照度アップ		
概要	<p>市民生活の安全と安心を守り、やすらぎのあるまちづくりをめざして、街路灯の整備を進めておりアクション・奈良マニフェストにおいて平成17年度から平成20年度までの4年間で街路灯を20%増量の約束のもと、平成20年度においては予定以上の実績を上げることが出来た。</p>		
主な課題	1	今後目標数値を達成するには、市が計画的に進めていくことになるが、安眠妨害・植物等への影響など、光害が懸念されるため地元とのコンセンサスが問題である。	
	2		
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	安全・安心なまちづくりとして、今後も継続する必要があるため

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

第16節 地域の安全・安心

担当部	学校教育部
-----	-------

施策名	3-16-1 安全・安心なまちづくり		
目的	平成16年11月17日、本市において小学校女児誘拐事件が発生した。このことを受け、平成17年1月1日に毎月17日を「子ども安全の日」と定め、学校・家庭・地域・行政が一体となって、子どもの安全確保、安全指導に努めている。さらに「子ども安全の日」の定着と充実を図る。		
達成目標	安全・安心なまちづくり		
	「子ども安全の日」の定着と充実		
	防犯教育の推進		
概要	<p>事件直後から、「子どもの安全」に関する市民の関心や意識が高まり、さまざまな取組が行われるようになった。しかし、地域によって意識や取組に温度差があったり、時間の経過とともに、「負担が大きすぎる」「いつまで続けるの」といった発言がされるなど、頭打ちの状況も生じている。また、「安全・安心なまちづくり」は市の施策であり、行政の責任において行うものであるという考えの市民も見られる。</p>		
主な課題	1	学校・保護者・地域・関係機関が連携を図り、組織的・継続的により効果的な「子どもの安全確保」に取り組む。	
	2	市民のボランティア意識の向上を図る。	
	3	1・2の課題を克服するため、各組織への積極的な働きかけや適切な啓発活動に取り組む。	
施策の方向性	B	判断理由・コメント	安全・安心のまちづくりに取り組むためには、市民の理解と協力を得ながら、子どもたちの安全を確保することが極めて重要である。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第4章

地域を支える産業を育成するまちづくり

第4章 地域を支える産業を育成するまちづくり

第1節 観光交流

担当部	市民生活部
-----	-------

施策名	4-1-1 観光戦略の推進		
目的	地域団体との協働によるイベントを実施し、参加者との交流を通じて地域産業の発展と観光振興を図る		
達成目標	他地域住民との交流イベントへの協力		
概要	<p>他地域住民との交流を深めるためのイベントを実施している。 イベントとしては定着し、地域産業の発展と観光振興を図ることへの効果は高いと思われるので、参加者拡大のための広報活動等の工夫を行い、継続していくべきである。</p>		
主な課題	1	イベントとしては定着してきているが、広報活動の充実強化を図り、参加者の拡大を行う必要がある。	
	2	月ヶ瀬の一部地域の事業としてではなく、地域ぐるみで取り組んでいく必要がある。	
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	民間活力のもとにイベントを実施することでの協働による観光交流を推進していくことが重要である。このことの継続により、地場産業の発展と観光振興を図るための効果が高い。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第4章 地域を支える産業を育成するまちづくり

第1節 観光交流

担当部 観光経済部

施策名	4-1-1 観光戦略の推進																																												
目的	観光関連産業の育成・振興により地域経済基盤が強化される。																																												
達成目標	観光関連施設の整備促進	修学旅行生の誘致対策	指定管理者制度の導入																																										
	観光開発の推進	コンベンションの誘致推進																																											
	宣伝と誘致の展開及び情報の発信	月ヶ瀬地域の梅林の整備																																											
	観光客受け入れ体制の充実	入浴者へのサービスの充実																																											
	外国人観光客の受け入れ体制の充実	施設の良い維持管理																																											
概要	<p>本市にとって観光関連産業はきわめて重要な役割を担っているが、観光客の大半は日帰りであるため、経済効果の面から日帰り型観光から滞在型観光客の誘致に繋がる新しい観光商品の企画と開発に努める必要がある。また、世界遺産をはじめとする文化的観光遺産を活用し、その観光資源に付加価値を与える工夫、伝統行事の活用とあたらしい集客イベントの充実を図る必要がある。観光案内パンフレット、CD-ROM等の作成、HPの充実、観光案内板・道標の整備、観光客と市民のふれあい、もてなしのまちづくりの推進に努める必要がある。外国人観光客についても、各機関と連携して誘客に努めるとともに、受け入れ体制の充実を図る。また、修学旅行生には本市の特性を活かして積極的な誘致を行い、将来のリピーターとなるようにより一層その受け入れ体制の充実を図る必要がある。</p>																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="4">実績</th> </tr> <tr> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入込観光客数</td> <td>千人</td> <td>13,050</td> <td>13,468</td> <td>13,883</td> <td>14,351</td> </tr> <tr> <td>観光客宿泊数</td> <td>千人</td> <td>1,928</td> <td>2,063</td> <td>2,188</td> <td>2,284</td> </tr> <tr> <td>外国人観光客数</td> <td>千人</td> <td>323</td> <td>352</td> <td>492</td> <td>518</td> </tr> <tr> <td>修学旅行生数</td> <td>千人</td> <td>808</td> <td>816</td> <td>808</td> <td>774</td> </tr> <tr> <td>月ヶ瀬温泉利用状況</td> <td>千人</td> <td>160</td> <td>143</td> <td>128</td> <td>115</td> </tr> </tbody> </table>					指標名	単位	実績				17年	18年	19年	20年	入込観光客数	千人	13,050	13,468	13,883	14,351	観光客宿泊数	千人	1,928	2,063	2,188	2,284	外国人観光客数	千人	323	352	492	518	修学旅行生数	千人	808	816	808	774	月ヶ瀬温泉利用状況	千人	160	143	128	115
指標名	単位	実績																																											
		17年	18年	19年	20年																																								
入込観光客数	千人	13,050	13,468	13,883	14,351																																								
観光客宿泊数	千人	1,928	2,063	2,188	2,284																																								
外国人観光客数	千人	323	352	492	518																																								
修学旅行生数	千人	808	816	808	774																																								
月ヶ瀬温泉利用状況	千人	160	143	128	115																																								
主な課題	1	日帰り型を宿泊・滞在型に結びつける。																																											
	2	新しい奈良ブランドの開発																																											
	3	今までにないきめ細かいターゲット別の誘致戦略																																											
施策の方向性	A	判断理由・コメント	<p>滞在型観光客誘致のための「ならまちナイトカルチャー」事業や奈良を歩いて楽しんでいただく「歩くコース」の充実をはじめ各種パンフレット等の作成、看板・案内板等の整備、観光案内所や関係施設等の維持管理は、すべて観光客誘致に欠かすことができない。ターゲット別の戦略、新資源の開発やキャンペーンの充実も必要である。また、各種関係団体との協力も不可欠である。このため、今後さらなる拡充を図る必要がある。</p>																																										

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第4章 地域を支える産業を育成するまちづくり

第1節 観光交流

担当部	都市整備部
-----	-------

施策名	4-1-1 観光戦略の推進		
目的	梅林を活かした観光産業の活性化を図る。		
達成目標	月ヶ瀬地域における観光資源である梅林を活かした整備計画を策定する。 ----- ----- -----		
概要	<p>月ヶ瀬の歴史的経緯に支えられた美しい風景を次世代にも継承し、梅林を活かした観光産業の活性化を図るため整備計画を策定した。</p>		
主な課題	1	名勝「月ヶ瀬梅林」を含めた広域的な新しいルートの設定など他事業を含めた総合的な観光のまちづくりが必要である。	
	2		
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	整備計画の策定を終えたので、具体化に向けて取り組む必要がある。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。 [B]施策を継続実施する。 [C]施策を縮小する。 [D]施策を抜本的に見直す。

第4章 地域を支える産業を育成するまちづくり

第1節 観光交流

		担当部	建設部
施策名	4-1-1 観光戦略の推進		
目的	生活道路の改良		
達成目標	道路としての機能を高め、快適な生活環境をつくり、市民生活の向上と安全に寄与する		
	道路の機能を高め、観光客の増加を図る。		
概要	<p>【梅林周遊(尾山西浦線)道路改良工事】 新市建設計画に基づき、観光産業の振興を図るため名勝「月ヶ瀬梅林」を巡る周遊道路として、平成17年度から整備を進めている。事業延長は1,280mで220m区間が完成しており、平成26年度完成を見込んでいる。現状として拡幅整備において一部区間が急勾配を擁し、民有地への進入路が隣接しているため拡幅が困難(用地確保等)となり、事業費の増大が見込まれる。</p>		
主な課題	1	用地確保に制約がある	
	2	事業費が当初計画より膨らんできている	
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	観光名所としての道路機能を高めるため、計画的な事業進捗を目指す

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第4章 地域を支える産業を育成するまちづくり

第2節 農林

担当部 観光経済部

施策名	4-2-1 農林業の振興		
目的	<p>地域特性を生かした農林業をめざして、農業では食の安全と食料の安定供給のため、担い手の確保・育成するとともに奈良の特産品のブランド化及び販路拡大を進め、農地の有効利用を促進します。</p> <p>また、林業では豊かな森林を貴重な市民の環境資源として将来に引き継ぐため、元気な森林づくり、緊急間伐、里山整備の事業を図る必要があります。</p>		
達成目標	<p>農業生産基盤整備と農地の有効利用の促進</p> <p>農山村地域の活性化 地産地消と都市消費者のとの交流促進</p> <p>環境に配慮し安全で安心な地域農産物の振興と地域特性を生かした農業振興</p> <p>活力ある林業の振興</p> <p>里山保全と森林環境の整備促進</p>		
概要	<p>当市の農業は、後継者不足と担い手の高齢化が進んでおり、農業を維持発展させるため、新規就農者等多様な担い手の発掘、支援をはじめ、奈良の特産品のブランド化と販路拡大に取り組むとともに直売所等の充実により地産地消の促進に努めている。また、農業用水利施設の改修、農道整備など農業農村基盤の整備をするとともに中山間地域の活性化に向け地域資源を生かした都市と農山村との交流事業を促進している。</p> <p>林業につきましては、手入れが遅れた未整備森林も多く、一層の育林を促進するとともに環境を保全すべき森林においては、森林環境税等を活用し、森林の持つ多面的機能の発揮を進めている。</p>		
主な課題	1	安定的な農業経営体の育成及び土地の有効利用と食料自給率の向上	
	2	産地形成とブランド認知度の向上、地産地消の推進	
	3	間伐を中心とした森林保育と里山整備を重点的に実施し、森林整備面積の増加を図る。	
施策の方向性	A	判断理由・コメント	<p>農業の担い手支援事業として、認定農業者の認定や農用地の利用集積と着実な生産基盤整備を行った。また、農産物の供給体制を確立するために、奈良の伝統野菜の発掘、消費宣伝を行うとともに特産品の育成を図り地産地消を推進した。今後は、総合的なブランド化に向け施策を拡充する。 林業振興については、森林環境税を活用した緊急間伐や里山整備を行い、森林保護、育成に努めるとともに森林の保全及び緑化推進の市民意識の高揚を図り元気な森林づくり事業に取り組む。</p>

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第4章 地域を支える産業を育成するまちづくり

第3節 商工・サービス

担当部	観光経済部
-----	-------

施策名	4-3-1 商工・サービス業の振興		
目的	農業の基本である食糧の安定供給のため、農業の担い手確保、育成と、農業生産基盤や施設が整備されており、収益性の高い安定した農業を確立する。 また、林業は、適正な管理や保育ができている森林が整備されている。		
達成目標	奈良マーチャントシードセンターの効率的な運営と活用		
	商業機能の充実		
	中心市街地の活性化		
	融資制度の充実		
概要	奈良工芸などの活性化		
概要	<p>中小企業の振興を図るために、商店街等がにぎわい振興事業・消費者の利便のための共同施設設置事業等への助成等を行った。中小企業者の金融の円滑化を図るため、その事業に必要な資金の融資あっせんを行った。奈良マーチャントシードセンターでは、商業実態調査に基づき、3商店街の現状分析を行い、今後の商店街のあり方についての提言を行った。奈良伝統工芸の技術・技法の継承のために後継者育成研修を行った。</p>		
主な課題	1	中心市街地活性化事業を推進するには、中心市街地における都市機能の増進及び経済の活力の向上を総合的かつ一体的に進めなければならない。	
	2	商業等の振興・活性のためには、中小企業者への助成は必要とするが、自助努力が必要であり、自立に向けての指導助言を図らなければならない。	
	3	奈良工芸の発展のためには、若手工芸家の育成と、工芸品の販路拡大が必要である。	
施策の方向性	A	判断理由・コメント	中心市街地の商業・産業・観光の活性化を図るために、中心市街地活性化基本計画にかかる事業を推進することにより、コンパクトなまちづくりをめざし着実な事業の進捗を図るとともに、中小商業・工業者を取り巻く環境は厳しい状況であり、その活性化及び体質強化を図るために商店街などへの事業助成、中小企業者の金融の円滑化を図るために、事業に必要な資金融資のあっせんを行い、伝統工芸の継承のために後継者育成を実施することは、地域を支える産業を育成するまちづくりに重要な施策である。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第4章 地域を支える産業を育成するまちづくり

第4節 勤労者対策

担当部	観光経済部
-----	-------

施策名	4-4-1 勤労者福祉の向上・就労機会の促進		
目的	勤労者福祉の向上・就労機会の促進		
達成目標	中小企業勤労者のための福祉共済制度の実施		
	奈良市勤労者総合福祉センターの活用		
	中高年齢者・若者の就労支援		
概要	<p>中小企業勤労者のための福祉共済制度の(財)奈良市勤労者福祉サービスセンター事業の実施と、勤労者総合福祉センターの効率的な管理運営を行っている。高齢者の経験と能力を生かし地域社会に貢献しているシルバー人材センターに支援している。また、若年者のとりまく就労環境が厳しい中で、若者の就労支援として職業相談を実施している。</p>		
主な課題	1	中小企業勤労者の福祉共済制度(財)奈良市勤労者福祉サービスセンターの活性化を図り、会員を増やし自立を促進する必要がある。	
	2	団塊の世代が定年を迎えることから、高齢者の就業対策の必要性が増大している。	
	3		
施策の方向性	B	判断理由・コメント	行政、企業、勤労者が一体となって中小企業の勤労者福祉、中高年齢者、若者に重点を置いた施策を展開する必要がある。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

第4章 地域を支える産業を育成するまちづくり

第5節 消費生活

担当部	観光経済部
-----	-------

施策名	4-5-1 消費者保護の推進		
目的	安定した消費生活をめざし、消費者の権利と安全を確保する		
達成目標	消費生活相談業務の充実と情報体制の整備		
	消費生活と消費者意識の啓発		
	適切な計量の実施確保		
概要	<p>消費者をとりまく社会経済環境の変化に伴って、高齢者をはじめ消費者トラブルは複雑・巧妙・悪質化しており、これに迅速、的確な処理を行うために、消費生活情報ネットワークシステムなどを通じて情報収集を行い、専門の消費生活相談員により相談業務を実施するとともに、出前消費生活講座を開催し消費者被害の未然防止に努めている。</p> <p>また、「計量法」に基づく適正な計量の実施を確保し、計量取引の安全と秩序を維持するために、はかりの定期検査、立入検査を行い消費者保護に努めている。</p>		
主な課題	1	高齢者の消費者トラブルが増加しており、高齢者福祉関係団体等との連携を図りネットワークづくりを行うことにより高齢者等の消費者被害の未然防止が必要である。	
	2	計量取引の安全と秩序を維持するためには、検査対象計量機器のさらなる把握に努めなければならない。	
	3		
施策の方向性	A	判断理由・コメント	消費生活相談業務については、消費者トラブルの多様化・複雑化への対応、多重債務者対策等の取組むのために相談業務の充実と、消費者意識の啓発を図り、また、計量法に基づく適正な計量検査業務を推進することにより消費者の権利と安全を確保するために必要である。

(注)施策の方向性……[A]施策を拡充する。[B]施策を継続実施する。[C]施策を縮小する。[D]施策を抜本的に見直す。

奈良市 企画部 企画政策課

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話 0742-34-4786

ファクシミリ 0742-34-4900

電子メール kikakuseisaku@city.nara.lg.jp